

可認局遞驛

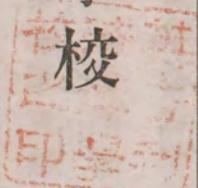
明治十九年十月九日發兌

第壹年級

英吉利法律講義錄

第四號

英吉利法律學校



目次

- | | | | | | | |
|-----------------------|-------------------|-------|-----------------------|--------|-----------------------|------------------------|
| ○ 契約法
(第一號)
ノ續キ | ○ 差留權 | ○ 羅馬法 | ○ 組合法
(第二號)
ノ續キ | ○ 日本刑法 | ○ 親族法
(第二號)
ノ續キ | ○ 法學通論
(第一號)
ノ續キ |
| 法學士 | 法學士 | 法學士 | 法學士 | 法學士 | 法學士 | 法學士 |
| 土方寧 | ばりすどる
リツチファイルド | 渡邊安積 | 松野貞一郎 | 岡山兼吉 | 山田喜之助 | 山田喜之助 |

ス 法律ヲ論

Laws.
 Sovereign.
 Rules of conduct.

卷一 總論ノ部

第一編 法律ヲ論ス

覺ユル如キハ固ヨリ言フニ足ラサルナリ書籍少ク師友少キカ如キノ
 不十分ノ點ハ却テ諸君等ノ爲メニ奇貨ト云ハサル可ラス苟法律用書
 ニシテ其數甚多ク望ニ應シテ之ヲ得ラル、コト海岸ニ沙ヲ拾フ如ク
 ナラハ假令研窮ニ便利ナルモ之ヲ修メタル後ニ今日ノ不便ノ時代ニ
 於ケルカ如キ利益アルハキカ諸君ハ唯勤勉以テ難キニ打勝ツノ決心
 アルハキノミ

法律トハ汎ク定義ヲ下セハ主權者カ其配下ノ臣民ニ對シテ定メタル
 行爲ノ規則卽是ナリ而シテ更ニ詳言スレハ限リナキコトナルカ右ノ
 定義ニ從ヘハ主權者配下ノ人民行爲ノ規則ト云フ三ツノモノヲ説明
 セサルヲ得ス此三者ヲ説明セハ以上述ル定義モ自ラ明瞭ナラン

法學通論

第一 主權者
 主權者トハ或ル定リタル國卽日本若クハ支那ト云フカ如キ確定シタル版圖内ニ住居セル人民ノ一般又ハ多數ヨリ遵奉セラル、モノヲ云フ而シテ此主權者ハ立君帝政國ニアツテハ皇帝ト名ケ立憲政體國ニアリテハ國會其者ハ主權者ナリ例ヲ以テ之ヲ示セハ英國ノ如キハ皇帝及ヒ上下兩院ハ主權者ナリ又合衆國ノ如キ民主政體國ニ在リテハ先一般人民ヲ以テ主權者ト視ルヘキ者ニシテ憲法上ニ定ムル所ニ依テ國會及ヒ大統領ハ各主權ノ一部分ヲ委任攝行スルモノナリ
 主權者ノ性質并各國主權ノ所在ハ國會ニアルカ又ハ人民ニアルカ等ノコトハオースチン氏ノ法理論ニ明ニシテ此法學通論ニ於テハ論議スヘキコトニアラサルナリ諸君ハ此問題ニ付テ其詳ナルヲ知ラント欲セハ本校書籍室ニ備ヘアル余輩同志ト曾テ著シタル主權論ナルモ

ノチ一讀セハ又益スル所アルハシ國者イ云マ意義ハミニ云モ用ヨ自
第二 配下ノ人民

配下ノ人民トハ則主權者ヲ遵奉スル所ノ人民ニシテ矢張一國內ニ住
居スル人民ナリ尤モ外國人ト雖其國ニ到レハ其國法ヲ奉ス可キモノ
ナルカ故ニ獨リ配下ノ人民ノミナラス外國人モ其現ニ住居スル國ノ
法律ヲ遵奉ス可キモノト知ル可シ故ニ精確ニ言ハハ法律ハ確定シタ
ル地所内ニ行ハルハモリナリ何國ニ限ラス日本、支那、英、米、若クハ佛ト
云フカ如ク其國內一般ニ行ハルハモノナリ
此論項ニ付テハ沿革アリテ古ハ法律ハ入ニ關スルモノニシテ治者被
治者ノ關係アルモノニシテ行ハレシモノナリ然レトモ今日ニ至テハ
治者被治者間ニ行ハルハ勿論法律ハ重ニ土地ニ關スルコトハナリ
テ確定シタル土地ニ行ハルハ三至レリ古ヨリ傳フル語ニモ界ニ入レ

行爲ノ規則

~droit

≒Positive Laws.

ハ其國禁ヲ問フト云フカ如ク其國ニ到ルモノハ亦必其國ノ法律ヲ守
 ラサル可カラス今日我國ニ存スル治外法權ハ文明ノ法律思想ト反對
 セルモノナルコトハ喋々ノ辯ヲ待タサルナリ
 此事項ニ關シテハメーソン氏ノ古代法并ニ前ニ述ヘタル主權論ノ沿革
 中ニ詳述セリ
 第三行爲ノ規則
 行爲ノ規則トハ取モ直サス法律ナリ法律ハ英語ニ之ヲ「ロ」ト云ヒ
 佛語ニ之ヲ「ド」ト云フ此二語タル誠ニ廣漠ナル字義ニシテ學者ノ
 之ヲ解スルモノ紛々トシテ甚亂雜ナリ然レトモ此等文字ニ付テ嘖々
 スルハ只博學ヲ誇ルニ似テ國法ノ學ヲ修ムル者ニ取リテハ至要ノ事
 項ニアラス
 「ロ」即法律トハ法學通論ニ於テハ國法ト云フ意義ノミニ之ヲ用ヒ自

Desire.

Command.

然法性法等ニ關係ナキモノト知ラルヘシ
 扱此國法ナルモノハオトスチン氏ニ定義ニ從ヘハ主權者カ其配下ノ
 人民ニ對シテ行爲ノ規則トシテ頒布セル命令ナリト此定義中ニ於テ
 主權者并配下人民ノ如何ナルコトハ既ニ講述シタル所ナリハ之ヲ攔
 キ其他ノ事柄ニ付テ陳レハ命令ナルモノハ之ヲ分析スレハ
 第一或ル事ヲ爲セ又ハ爲ス可カラスト主權者ノ表明セラレタル希
 望
 第二ハ其主權者ノ希望ニ背反スルトキハ制裁ヲ蒙ルヘキ恐レアルコ
 トト是ナリ
 再言スレハ或事ヲ爲セ又爲ス可カラスト云フ希望ト之ニ反スル者ニ
 ハ制裁ヲ加フルト云フニ原素ハ命令ヲ組織スルモノナリ而シテ言語
 又ハ他ノ方法ニテ希望ノ表示セラルコトヲ要スルハ勿論ナリ

Holland's Jurisprudence.
Enforced.

右ニ述ヘタルオトスチン氏ノ法律解釋ハ完全動カス可カラサルモノ
ナルカ今日ノ實地ノ有様ニ就テ見レハ宇内各國ノ法律ハ皆氏ノ解釋
ニ合格セルモノニアラサルナリ
オトスチン氏ノ法律學ニ由ルニ國法以外ニ人爲法律ナルモノアリ委
シキハ其著書ニ就テ研窮セラルヘシ先今日ノ所ニテハ人爲法ノ幾分
ハ國法トシテ用ヒラル、モノナリト云フニ止ムヘシ再言スレハ人爲
法ノ幾分ハ國法ノ効力ヲ有スルモノニシテ文明社會ニ行ハル、法律
ト雖盡ク明文法ノミニアラサルカ故ニ道德ノ原理ニシテ主權者ノ採
テ以テ訴訟審判ノ規則ニ供スル性質ノモノハ法律ノ効力アルモノナ
リ
ホルランド氏法理學ニ由ルニ凡テ右等ノモノヲ含蓄セシムル爲メニ
法律ヲ解釋シテ主權者ニヨリ執行セラル、行爲ノ規則ナリト云ヘリ

權利及ヒ
義務ヲ論
ス

此解タルオースチン氏ノ説ニ比スレハ其意一層廣クシテ且優美ナリ
ト云フテ可ナリ

以上陳フル所ノ定義ニ由レハ命令ニ重モナル原素ハ則制裁ナリ此制
裁ハ裁判所ニ於テ執行セラル、制裁ニシテ通語ニ罰ト云フモノ是ナ
リ自然法ニハ自然ノ制裁アリ例セハ不養生ヲナセハ病氣ヲ起シ不道
徳ノコトヲ爲セハ耻辱ヲ受タルカ如シ然シ法律上ノ制裁ハ斯ル事ヲ
云フニアラス一國司法ノ組織ニ由テ加ヘラル、民刑ノ制裁ヲ云フナ
リ

○權利及ヒ義務ヲ論ス

上來講述セシ所ノモノハ法律ノ諸原素ニシテ此法律ヨリ權利義務ノ
生スルモノナリ權利下ハ法律上各人ノ爲スコトヲ許サレタル行爲ノ
範圍及他人ヲシテ自己ニ對シ爲サシムルヲ得ル行爲ノ範圍ヲ指スモ

ハ爲スヘカラサル義務アリナト、云フコトアリ其爲ス可キ權利、爲スヘカラサル義務トハ如何ナル意味ナルカ正當ニ之ヲ解シ得ルコト甚難キ場合多シ而シテ其通常ノ意味ニヨレハ德義上宗教上若クハ輿論上ヨリ斯ク云ヘルコト屢ナリ然レトモ法律學ニ於テハ決シテ此等ノ漠然タル意味ニ使用スルコトハ成ルヘク之ヲ慎マサルヘカラス權利ニハ左ノ四要素アリ此内一種ハ要件ト云フ程ニハアラサレトモ併セテ此ニ列擧ス

第一 權利ニ由テ利益セラル、人即チ權利者

第二 權利ヲ行フヲ得ヘキ物件即チ權利ノ目的物

第三 權利者カ爲シ得ル所爲又ハ爲サシメ得ル所ノ所爲

第四 權利ニ由テ不利益ヲ被ル人即チ義務者

以上ニ述ヘタル四要素中殊ニ其第一ハ甚明瞭ナレハ説明ヲ要セサル

モノナラン而シテ其第二ニ掲ゲタル權利ノ目的物ハ必ス何レノ場合ニテモ存在セサル可カラサルニハアラサレトモ其存在セル場所モ甚少カラサルカ故ニ括弧ヲ施シテ他ノ要素ト之ヲ區別シタルナリ即之ヲ例セハ所有權ノ如キハ其權利ヲ行フヘキ家屋、土地、其他物件ノアルアリ然レトモ名譽權ノ如キハ權利ノ關係スル所ハ無形ノ思想ニシテ實物ニ就テ權利ヲ行フコトヲ得ヘキモノニアラサルナリ第三ハ權利者カ爲シ得ル所爲又ハ爲サシメ得ル所ノ所爲ナリ只權利ト云フタリトテ何ノコトナシ權利者ニ於テ若干ノコトヲ爲シ得ルカ又ハ義務者ヲシテ爲サシメ得ル所爲ノ分量性質ナリ其第四ハ義務者ノコトニシテ別段説明ヲ要セサルナリ

右ノ四件ハ通常動ス能ハサル要素ナリ但第二ノ場合ニ當ルモノハ必要ト云フ程ノモノニハアラサルナリ義務者ノ要素ハ權利ノ裏面ナル

ナ以テ殊更ニ述ヘサルモ自カヲ明カナルヘシ而シテ此事ニ付キ注意
ノ爲メニ云フヘキコトハ義務ノ要素中ニハ權利者ナクトモ可ナリト
云フコト是ナリ則權利ノ要素ニハ義務者ヲ必要トスルコトナレトモ
義務ノ要素ニハ權利者ヲ必要トセサルナリ尤多クノ場合ニ於テハ義
務者アレハ權利者アルモノナレトモ或ル僅少ノ場合ニ於テハ義務者
アリテ權利者ナキコトアリ右等ノコトハオースチン氏ノ著書ニ載セ
テ明瞭ナリ人民ノ義務ニ對シテ責任ニ對シテ責任者ニ對シテ責任者
人民方主權者ニ對シテ負フ所ノ義務即チ徵兵ノ義務納稅ノ義務ノ如
キハ權利者ナキ義務ノ場合ナレトモ或學者ハ之ヲ解シテ政府ヲ權利
者ナリトセリ此學者ノ主張スル所ニ由リテ定ムレハ義務ノ要素ハ權
利ノ如ク四アリト云フテ可ナリ

上政府ヲ權利者ナリトスルモ或ハ否ラサルモノトスルモ司法上ニ於
テハ毫モ異ナルコトナシ而シテ便宜上ヨリ視ルトキハ政府ヲ權利者
ナリト云フ方却テ至當ナラン何トナレハ租稅ヲ納メサルモノアルト
キハ收稅官ハ裁判所ニ於テ原告トナリテ追徵スヘク徵兵ヲ逃レント
スルモノアラハ司法手續ヲ以テ之ヲ刑罰スヘク總テ文明國ノ政府ハ
自己ニ對シ人民ノ義務ヲ負フ場合ニテモ氣儘勝手ノ處分ヲ爲スコト
ナク通常人民ノ權利者ナル場合ト同様ニ裁判所ニ出訴シテ法廷ニ其
勝敗ヲ決スルモノナルカ故ニ政府ヲ以テ矢張り權利者ト爲ス方言葉
上法律編制上或ハ方便ナラン尤オトスチン氏ハ此說ヲ排斥シ政府ハ
權利者タル能ハスト云ヘルハ理論上極メテ精確ナルコトトス

○權利ノ動靜

權利ノ動靜トハ奇妙ナル言語ナルカ是ハ權利ヲ二様ノ方角ヨリ觀察

セシモノナリ其、靜ナル點ヨリ見レハ、權利トハ其性質卽其權利ノ含蓄
スル所ノ所爲或ハ不爲ノ分量ヲ云フモノニシテ例セハ名譽權トハ如
何ナル性質ノ權ナルカ又ハ他人ニ對シテ如何ナルコトヲ爲サシメ自
分ハ如何ナル特權ヲ有スルヤ等ヲ明ラカニスルモノニシテ再言スレ
ハ權利ノ性質及ヒ分量ヲ云フナリ之レヲ其動ク方ヨリ見ルトハ權利
ノ起ル原因其消滅スル所以其移轉スル手續ヲ穿鑿スルモノニシテ例
セハ所有權ハ何ニ依テ獲得セラル、ヤ或ハ賣買ニテ得ラル、コトア
リ或ハ交換ニ依テ得ラル、コトアリ又移轉ハ相續ニ因リ贈與ニ因リ
テ生シ消滅ハ權利ノ目的物ノ消失ニヨリテ消滅スル等ノコトヲ云フ
ナリ
權利ヲ動靜ノ二點ヨリ觀察シ之ヲ研窮スルノ必要ハ凡權利ハ動ク點
ヨリスレハ如何シテ之ヲ得、如何シテ之ヲ移シ、如何シテ之ヲ消滅スル

モノナリヤ及^レ最重大ナルハ其靜ナル點ヨリ見テ其分量性質ヲ明知ス
ルニ於テハ法律家ノ能事ハ全ク此所ニ盡キタリト云フヘケレハナリ
而シテ凡テ法律家ハ權利ノ分量性質ヲ窮ムルニ精勵スルモノニシテ
此事ヲ英語ニテ^か「オルビツ」或ハ^よ「コンテンツ」トモ云ヒ共ニ範圍若クハ分
量ト云フノ義ナリ
權利義務ノ相對スルハ通常ノコトナルカ時ニヨリテハ此義務ニ對ス
ル權利ハ何、此權利ニ對スル義務ハ何ト容易ニ其表裏ヲ知ルコトヲ得
サルコト屢ナリ而シテ權利ヲ表ニシ義務ヲ裏ト形容シ觀察スルニ義
務ノ名目ハアレトモ之レニ對スル權利ノ名目ノ何タルヲ知ル能ハサ
ルコトアリ一例ヲ示セハ契約上ノ權利義務ノ如キハ誠ニ之ヲ知り易
クシテ則チ物ヲ渡スト云フ義務アレハ之ヲ受取ルハ權利ナリ換言ス
レハ受取ル權利アレハ渡ス義務ナカル可カラス然レトモ財産權ノ如

第五 幼年ノ不能力ニハモヤヨハクモ然ヨリ婚姻ハ結フニハ男女共年齢ニ制限アリテ何時ニテモ結フト云フ譯ニハ成ラサルナリ即英國ニテハ男子ハ十四歳以上女子ハ十二歳以上ナラサル可ラス從テ男子十四歳未滿女子十二歳ニ滿タサルモノハ婚姻ハ不完全ノ婚姻トセリ尤婚姻ノ年齢ヲ定ムル理由ハ種々アルカ先之ヲ二點トスヘシ第一ハ智力ノ發達ノ度第二ハ体格ノ發達ノ度はナリ造化自然ノ法ニ依レハ固ヨリ十四歳以上ノ男又ハ十二歳以上ノ女子ニシテ未婚姻スル價直ナキモノモアリ或ハ又否ラサルモノモアルナラン又体格ノ發達ノ度ニ於テモ天地自然ノ順序ニテハ女子ハ月經ヲ觀、男子ハ精液ヲ洩漏スルヲ得レハ体格具ハルト云ヘシ併ナカラ法律ハ此等ノコトニ拘ハラス前ノ如ク取極メアルナリサテ英國ニテハ斯ク法律上定メアルトハ云フモノハ實際ハ此年齢ニ達スルト雖直ニ婚

姻ヲ行フハ今日餘リ見サル所ナリ

第六 再婚(或ハ重婚)

再婚ハ法律上之レヲ禁スルモノニシテ前ノ婚姻消滅シタル後ニアラサレハ二度目ノ婚姻ヲ爲スコトヲ得サルモノナリ若シ前ノ婚姻存在スルニ拘ハラス重ネテ婚姻スルトキハ重婚罪トシテ罰セラル、モノナリ尤重婚罪トシテ罰スルニハ必スヤ前ノ婚姻不完全ナラサルコトヲ要ス若シ前婚不完全ナルニ於テハ之ヲ重婚ニ問フコトヲ得サルナリ然ルニ世間往々或場合ニ於テハ前婚已ニ解ケタリト思惟シテ再婚ヲ爲スモノ少カラス例ハ夫ノ失踪シテ永ク歸リ來ラサルカ或ハ天災ニ遭遇シテ已ニ死セリト誤想スル等ニテ其妻他ニ嫁シタルトキハコレ亦重婚罪ニ問フヘキカ蓋法律ハ之ヲ罰スルニ忍ヒサルヘシ何トナレハ其意志更ニ罪ヲ犯スニアラサレハナリ然レトモ歐州各國ノ法

重大ノ詐偽脅迫錯誤ニアラサレハ無効トセサルナリ何故ニ通常ハ些少ノ詐偽脅迫錯誤ニテモ無効ニ爲シ得ヘキニ獨リ婚姻ノ時ハ非常重大ナルヲ要スルヤト云フニ別段深キ理由アルニアラス耶蘇教國ノ風習ニテ婚姻ハ重大ノ事ナレハ妄リニ之ヲ解クトキハ世ノ倫理ヲ紊ストノ意ニ過キサルナリ然ラハ如何ナル詐偽脅迫錯誤ハ婚姻ヲ無効トスルヲ得ヘキヤト云フニ人違ノ如キハ無効トスルヲ得ヘキナリ此人違ト云フコトハ古來往々アルコトナリシナランナレモ今日ハ稀ナルコトナラン又何カナル錯誤詐偽等カ婚姻ヲ無効ニスルト云フ方ヨリ説カンヨリモ何カナル詐偽錯誤カ婚姻ヲ無効ニスルニ不充分ナリヤノ實例ヲ説カンニ士族ヲ平民ト詐リ貧乏人ヲ富有者ト詐ルモ解婚ノ原由トハナラサルノ例アリ況ンヤ身体ノ性質眞性等ハ解婚スル原由トナラサルナリ

法式

Formal.
Formless.

又婦女ノ婚姻前ノ不品行モ解婚ノ原由トナラサルナリ例ハハ藝者ヤ
 娼妓カ良家ノ處女ト詐リ嫁スルモ之ヲ理由トシテ解婚ノ原由トハナ
 ラサルナリ尤婚姻後ノ不品行ハ解婚ノ原由トナルモノナリ併シ乍ラ
 コレハ一旦正當ニ成立チタルモノヲ解クモノニシテ當初ヨリ無効ニ
 爲シ得ヘキニアラサルナリ例ヘハ婚姻ノ後其妻カ間夫ヲ造ルカ姦通
 チ爲ストキハ離縁スルヲ得ルモノナリ今日歐米ノ傾向ハ凡テ人違ナ
 ルカ或ハ其他惡病アルトキハ格別其他ノ事柄ニ依テハ正當ニ承諾シ
 テ婚姻シタルモノハ解クヲ得スト成リ居レリ

第八 法式

婚姻ヲ區別シテ有式及無式ノ二種トス有式婚姻トハ文字其レ自ラ示
 スカ如ク法律ノ法式ヲ要ス無式婚姻トハ雙方承諾アレハ直ニ成立ス
 ルモノナリ英吉利ニテハ古代ハ無式婚姻ナリシカユヘニ判例モ又無

親族法

十九

式婚姻ニ關スルモノ多カリシカ今日ハ英米獨佛トモ苟文明國ト稱セラ
ル、所ノ婚姻ニハ必法式ヲ要スルコトトナレリ故ニ無式婚姻トハ
云フヲ得サルナリ有式婚姻ハ法律ニ定メタル或法式ヲ履行スルニア
ラサレハ私通ニシテ法律上正當ノ婚姻ト云フヲ得ス英吉利ニテ有式
ニ關スル條例ハ第二世^vシヨルジノ時發布シタルモノナリ此條例ハ^ハ
ドイック條例ト云ヒ婚姻セントスル男女ハ且那寺ヲ門前ニ至テ其旨
ヲ廣告シ其時日ニ至リテ男女婚姻ヲ爲スモノナリ故ニ若他人アリ
テ此婚姻ニ故障セント欲スルモノハ其廣告ノ在リシ時ニ爲サハル可
ラス之ヲ宗教婚姻式ト云フ近代ハ獨リ寺ニ至テ婚姻スルノミナラス
相當官吏ノ面前ニ於テ婚姻スルコトアリ之ヲ俗制又ハ政制式ト云フ
(英國人民ハ好テ宗制式ニ依ルト云フ)モ聖由^トマ^マ職^ハ風由^トハ^ハ
英國ノ習慣法ニ由レハ幼者ノ婚姻ト雖兩親又ハ後見人ヲ承諾アルヲ

必要トセス佛蘭西法律ヲ見ルニ幾歳マテハ兩親又ハ後見人ノ承諾ヲ要ストシ又幾歳以上ハ單ニ通知ノミニテ可ナリト面倒ナル規則アリケルカ英國ハ之ニ反シ政簡樸ヲ尊ヒ各人ノ自由ヲ束縛スルヲ好マサルヲ以テ斯カル規則ハ之レ無キナリ然ルニハドイック條例ニテ兩親又ハ後見人ノ承諾ナキトモハ婚姻ヲ無効トセルカ到底人情ニ適セサル法定ナレハ遂ニ取消トナレリ尤現今ニテモ幼者ヲ勸メテ婚姻セシメ又ハ幼者ヲ誘拐シテ婚姻セシムルモノハ其誘拐者ヲ罰スルナリ日本ノ婚姻ハ有式ナリヤ將々無式ナリヤ余ハ斷シテ之ヲ無式ナリト決論セントス人或ハ思ヘラク彼ノ戶長役所ニ婚姻ノ届ヲ爲サレバ戶籍上夫婦ト爲ラサルコトヘニ之レヲ有式ナリト謂ハ者乎理論ヨリ云ヘハ決シテ否ラサルナリ何トナレハ彼ノ届書タルヤ婚姻アリテ而シテ後届出ツルモノナレハ彼ノ婚姻ノ成立スルト同時ニ必要ナル法式

トハ大ニ其性質ヲ異ニスルモノナリ左レハ日本ノ婚姻ハ無式ニシテ
戸籍上ノ便宜ヨリシテ届ケ出ツルモノナリ

以上八箇ノ點ヨリシテ觀察シ然後婚姻ノ正當ナルヤ否ヤヲ觀ルコト
ヲ得ヘシ併シ乍ラ世ノ中ニハ不完全ノ婚姻ヲ正當トスル必要ヲ生ス
ルコトアリ此等ノコトハ國會ノ權力ニ任スルモノナリ

第二編 有夫ノ婦女ノ不能力ヲ論ス

前篇ハ男女双方カ夫婦トナルノ手續ヲ述ヘタルカ既ニ男女夫婦トナ
リタル以上ハ女子ハ其時ヨリシテ不能力者トナルモノナリ乃チ法律
上妻ハ夫ノ配下ニ立タサルヘカラス而シテ夫婦トナレハ夫妻間ノ權
利義務又ハ夫妻ノ他人ニ對スル權利義務ノ如キモ皆法律上之ヲ定ム
ルモノナリコレ余カ前ニ夫婦ノ契約ハ隨意ニ取極ムルヲ得スト云ヒ
シ所以ナリ今日英國ノ親族法ニテ夫妻ノ關係ハ大ニ變更シ且將來如

何ニ傾向スルヤチ徐々陳述セントス
 英國習慣法ノ原理ニ依レハ夫婦ト爲リタル以上ハ同一體ト見做スナ
 リ即法律上夫婦ハ一人ト爲リテ妻ノ身分ハ夫ノ權内ニ併含セラル、
 モノナリ之ヲ言ヒ換ユレハ婦女ハ夫ナキ間ハ一人前ナレトモ夫ヲ有
 スルトキ玆ニ始メテ婦人ノ權力消滅スルモノナリ世ニ男女同權ナリ
 ト唱フルモノアレトモ決シテ斯クノ如キモノ、行ハル、國アラサル
 ナリ故ニ英國婦人ニシテ眞ニ自由ヲ享受セント欲セハ獨立スルヲ真
 策トス併シ今日ハ文化ノ増進ニ依テ大ニ舊來ト異ナリ妻ト雖漸ク獨
 立ノ權ヲ多少有スルニ至レリ
 夫婦ノ關係乃チ權利義務ノコトヲ追々申スヘシ
 先ツ夫妻同居ノコトヲ云ハン夫レ男女一旦夫婦ノ關係ヲ結フトキハ
 從テ同居スルノ關係ヲ生ス而シテ此關係ハ一方ヨリ云ヘハ權利ニシ

刑罰ノ性質

セ不配下人民一般カ其損害ニ大小ノ差アリト雖多少之ヲ蒙ムル者ト註解セサル可ラス而シテ公犯私犯ノ差別ノ大要ハ重モニ左ノ點ニ在リ私犯トハ一私人タル資格ヲ有スル一個人ノ權利ヲ害スルカ或ハ剝奪スルノ行爲ヲ稱シ公犯トハ全社會ヲ包括シテ一個人ト認メ其一個人タル資格ヲ有スル全社會ノ權利ヲ害シタルコト犯罪者カ全社會ニ對シテ負擔スル義務ニ背戾シタル行爲ヲ稱ス(ブルーム氏法律註解第四第五葉)而メスチトボン氏ラッセル氏等ノ説々處亦之ニ外ナラサルナリ却說此刑法ニ違背スルトキハ其制裁トシテ科スルモノハ即刑罰ナリ然ラハ刑法ナル文字ヲ貫徹シテ了解セントスルニハ自然刑罰ノ何物タルヲ討窮セサルヘカラス而シテ刑罰ノ性質ヲ討窮スルニハ左ノ點ヲ分明ニスルヲ要ス

第一、 主治者カ刑罰ヲ科スルノ權力

第二、刑罰ノ目的

第三、刑罰ノ輕重權衡ノ程度

第二一回

熱心(第一) 主治者カ刑罰ヲ科スルノ權力
何故ニ主治者カ犯罪アレハ刑罰ヲ科シ得ルヤノ疑點ニ付テハ歐洲大陸性法家ノ諸說紛々トシテ眞偽何レニ在ルヤヲ窺ヒ知ルニ由ナシ夫天ノ入テ生スルヤ其原始完全無缺決シテ自由ヲ箝制セス然ルニ人能ク其自由ヲ殺キ其性命ヲ絶ツ蓋理由ナクシテ可ナランヤオースチン派ノ法學者ハ或ハ言ハン凡主治者ナル者ハ其國最上ノ權力ヲ有スルカ故ニ事實之ヲ執行スル實力アリ從テ又之レヲ罰スルニ何ノ不可カアラント夫然リ而レトモ主治者ト雖多少之レヲ罰スルノ原因ナクシテ徒ニ刑罰ヲ加フルモノニアラス道義上之レヲ罰スルノ權力ヲ生ス

固有ノ惡

法禁ノ惡

ル原因ハ抑何等ニ本クモノナリヤ之レヲ討窮セサルヘカラス
凡犯罪ニハ固有ノ惡ト法禁ノ惡トノ二種アリ先其差別ヲナシ各種類
ニ付之カ説明ヲナサン
其一、固有ノ惡トハ其生鬻ナルト文明社會ナルトニ論ナク其所爲人
間存在ニ害アルヘキ者ヲ云フ
例ヘハ殺人強盜ノ如シ斯等ノ所爲ハ即之ヲ防遏スルニ非レハ一日ト
雖人間社會ノ成立ヲ保維スル能ハス故ニ古昔未^ク政治上ノ救濟ナキ時
ニ於テハ被害者若クハ其遺族親戚等ニ於テ各復仇セリト雖世ノ漸次
進歩スルニ從ヒ終ニ主權者ノ之ヲ罰スルコト、ナレリ要スルニ主權
者之ヲ罰スルニアラサレハ被害者之レヲ罰スルノ權力アリ到底何レ
カ此權力ヲ有スルヲ以テ此論題ヲ解説スル至難ノ事ニアラサルナリ
其二、法禁ノ惡トハ元來惡ニアラサルモ一國行政上ノ便宜ノ爲メニ

刑ノ目的

Object of Punishment.
Absolute.
Relative.

害アル者ヲ云フ例ハ烟草税則ニ背ク者ノ如シ斯等人罪惡ヲ罰セザレハ行政上ノ便宜ヲ害シ其國ノ成立ヲ保持スルコト能ハスト是故ニ一國施政ノ最上權ヲ有スル主權者ハ其權力ヲ執行スルカ爲メ自然右法禁ノ惡ヲ防遏セサルヘカラス之レヲ防遏スルニ時宜ニヨリ刑法上ノ制裁ヲ科セサルヲ得ス是レ其刑罰權ヲ主治者カ有スル原因ナリトス去レハ立法者トナリ法禁ノ惡ニ附刑罰ヲ加ヘント欲セハ先其禁遏スヘキ所爲ハ果シテ行政上ノ便宜ヲ害スルヤ否ノ點ニ付最注意スルヲ要ス

其一 (第二) 刑罰ノ目的

刑罰ノ目的ニ就テハ諸說紛々更ニ一定セス今之レヲ大別シテ絶對派ハリライチイア相對派ノ二派トス其絶對派ヲ主張スル者ノ言ニ曰ク刑罰ハ即刑罰ニシテ刑罰ヲ以テ他ノ目的ヲ達スルノ方法ト見ルヘキ者ニアラス刑罰

組合

券ト同様移轉セントスルモ法律上其効用ヲ生セヌ例ハ普通商社カ
負債ヲ償却シ得サル場合ニ於テ社員中其所有ノ株券ヲ他ヘ移シテ義
務ヲ免レントスルモノアルモ其負債償却ノ義務ハ株券ノ主ニ存在セ
スシテ社員其人ニ在ルカ故ニ之ヲ免ル、ヲ得サルハ是レ法律ノ許
シタル株券ハ自ラ其價值券面ニ有スレトモ私約ニ成ル株券ハ株券自
ラニ其價ナキモノナレハナリ即特許商社ノ場合ニ於テハ其株券ヲ有
スル者之ヲ有スルニ因リ責任ヲ負フト雖トモ之ニ反シテ普通商社ハ
假令株券ヲ有スルトモ之レヲ有スルノ故ヲ以テ責ヲ負フモ以ニアラ
ス再言スレハ其株券ヲ有スルカ爲メニ義務アルモノニアラスシテ社
ヲ組織スル其人ニ附テ責任アルモノトス故ニ如何ニ其株券ヲ他ニ轉
轉讓與スルトモ債主ノ承諾ナキ以上ハ負債ヲ轉スル能ハサルナリ此
等ノ問題ハ實際商社瓦解ノ際ニ起ルモノナレハ世主ニ信用ヲ得テ營

組合ハ二人以上ノ
人ヲ要ス

業繼續中ハ右等ノ如キ差異ヲ生スルコトナク特許商社普通商社共ニ
 恰モ同一ノ有様ニ進行スヘシキ趣トハ其旨ヲ辨スルハキマセ
 第二一回 人ノ組合ニ要スルニ必要ナル條件ヲ論ス
 凡組合商業ヲ組成スルニハ必左ノ五條件ヲ具備スルヲ要ス故ニ若其
 一チ欠クトキハ之ヲ真正組合商業トナスヲ得サルヘシキ旨ヲ
 第一要素トシ二人以上ノ人カ集合スルコト即一人ニテ組合ヲ組
 成スルコトハ事理ニ於テ出來得ヘカラスナルコトナリ
 然レトモ商業上ノ實際ヲ見ルニ一人ニテ組合又ハ商
 社ノ名義ヲ以テ商業ヲ營ムモノ往々ニシテ之アリ然
 レトモ是レ其名組合ト稱スル迄ニテ之ヲ真正ノ組合
 ト云フヘカラス故ニ組合商業ナルモノハ必二人以上

收益ノ分
配ヲ要ス

to share loss as
well as profit.

損益共擔
ノ方法

組合員

第四要素

第三要素

第五要素

第二要素

十六

組合商業ヨリ得ル所ノ利益ハ組合員中ニ之ヲ分配ス
ルヲ要ス故ニ若組合員中只一人又ハ或部分ノ人
ニ利益ヲ特有スル如キハ之ヲ稱シテ組合ト云フハカ
ラス蓋其分配方法ニ至テハ敢テ平等ナルヲ要セス各
自財本ノ持寄り高ニ應シ分配スルヲ常トス
組合員ハ利益並ニ損失ヲ共擔セサルヘカラス
此條件タルヤ最肝要ナルモノニシテ其間多少ノ論議
ヲ喚起スル處ノモノナリ故ニ今之ヲ詳細ニ説明セシ
トス凡損益共擔ノ方法ニハ自ラニ様アリテ組合商業
ハ必此ニ様ノ共擔法ニ依ラサルヘカラスト云フニア
ラス其一ノ方法ニ依ルヲ以テ足レリトス右ニ様ノ方
法トハ如何曰例ヘハ組合商業ニ於テ數個ノ取引ヲ爲

以上數々ハ損ハ即左ノ如キ二圖ヲ現出スヘシニ

第一圖

甲	+50
乙	-20
丙	-40
損	-10

第二圖

甲	+50
乙	-20
丙	+40
益	+70

此圖ニ就テ考フルトキハ茲ニ組合商業アリ甲乙丙三
 個ノ取引ヲ爲シ第一圖ノ場合ニ於テ甲ノ取引ハ五十圓
 ノ利益アリ乙ノ取引ハ二十圓ノ損失アリ丙ノ取引ハ
 四十圓ノ損失アリ此損益ヲ算スレハ利益ハ五十圓ニ

シテ損耗ハ六十圓ナリ之ニ反シ第二圖ニ於テハ利益ハ九十圓ニシテ損失ハ二十圓ナリ今之ヲ組合商業損益共擔ノ例ニ照スニ若第一圖ノ如ク利益ヨリモ損失ノ超過シタルトキニハ必此損失ヲ共擔スルヲ要セス之ニ反シ若其第二圖ノ如ク利益カ損失ニ超過シタルトキハ必其損失ヲ共擔セサルヘカラス之ヲ要スルニ組合商業ヲ組成スル諸人ハ損失カ利益ノ分配高ヲ減少スル丈ケハ其損失ヲ分擔スルヲ要スレトモ若損失カ利益ニ超過シタルトキハ必シモ其損失ヲ共擔スルヲ要セスト云フニアリ

以上述フル所ハ組合商業成立ニ必要ナル條件ナリ今是ヨリ必要ニアラサルモ實際上往々組合商業ニ行ハル、三個ノ情況ヲ左ニ列記ス

組合ハ契
約ニ起因
ス

第一條件 組合商業ノ財本トナルヘキモノハ或ハ金錢ヨリ成立ス

ルコトアリ或ハ金錢外ノ動産又ハ不動産ヨリ成立スル

コトアリ

第二條件 組合商業ハ損失ノ利益ニ超過シタル場合ト雖其損失ヲ

共擔スルコトヲ契約スルヲ以テ常トス

第三條件 組合各員ハ多クハ各自商務ニ従事スルモノナリ然レト

モ前回ニモ述フル如ク稀ニハ役員ヲ撰擧シ事務ヲ執ラ

シムルコトアリ是レ多人數ノ組合商業ニ於テ見ル所ナ

リ

凡組合ナルモノハ必之ヲ組織スル諸人ノ間ニ成立スル所ノ契約ヲ以

テ基本トセサルヘカラス故ニ法律ノ効力又ハ其他ノ原由ニ依リ其組

織ニ變更ヲ生スルトキハ組合ハ茲ニ解散ノ結果ヲ顯ハシ至ク消滅ス

組合法

十九

三十五

三十七

利益ノ意

Profit.

ルモノナリ故ニ若之ヲ繼續シタルトキハ組合ハ其時ヨリ新タニ成立
スルモノト見做サ、ルヲ得サルヘシ是レ組合ハ組合員ノ契約ヲ以テ
成リ立ツカ故ニ其契約解除スレハ從テ組合モ消滅スルカ故ナリ例ヘ
ハ組合員ノ一人死去シタル場合ニ於テハ其組合ハ死去ト共ニ解散ノ
結果ヲ顯ハスヘク相續人來テ組合ニ加入シ從前ノ如ク營業スルモ是
レ新組合ニシテ嚮キノ組合ハ復タ其跡ヲ殘サ、ルナリ
却説組合法ノ本論ニ入り講スルノ前組合商業上ニ於テ用ユル所ノ利
益。ナル文字ニ付テ一言ヲ費サ、ルヘカラス抑此利益ナル文字ハ英
米國ニ於テ經濟學上用ユル所ト法律上又ハ實際上用ユル所ト其意義
ヲ異ニス故ニ之レカ説明ヲナシ置カサレハ大ニ了解ニ苦ムコトアル
ヘシ請フ之ヲ左ニ辨セン
經濟學上ニ於テ利益ト云フトキハ自ラ之ヲニツニ分子一ヲ總益トシ

gross profit
net profit
gross return

prima facie
presumption
包含ス
ノコト
チ
ノ損失
共擔
ハ
利益分配
契約ハ

一ヲ純益トス總益トハ收入金ノ支出金ニ超過シタル額ヲ云ヒ純益トハ此超過額ヲ復タ數部ニ別チ（金利、家賃、給料等）其一部ナル金利ヲ純益ト稱ス之ニ反シ法律上又ハ實際上ニ於テハ總益トハ單ニ收入金ヲ云ヒ純益トハ單ニ收入金ノ支出金ニ超過シタル分ヲ云フ故ニ法律上ニ所謂總益又ハ總入額ト云フハ支出ノ過不足ニ拘ハラズ單ニ收入ノ金高ヲ稱スルモノナリ例ヘハ五十圓ノ價ヲ拂ヒ一物品ヲ買取り之ヲ四十圓ニ賣ルモ又百圓ニ賣ルモ其賣得金ハ何レモ總入額又ハ總益ト稱ス從テ總入額分配ノ契約アルモ之ヲ以テ組合トナスヲ得ス損益共擔ノ契約ハ組合ヲ組成スルモノナリ故ニ又タ契約書ニ利益分配ノコトノミヲ記シ損失共擔ノコトニ付キ別ニ何等ノ記載ナキトキト雖法律上表面ノ推測ハ損益共擔ノ暗約アリトスルヲ以テ亦組合ヲ組成スヘシ然レトモ是レ契約者ノ意志ヲ探求スル解釋ニ從ヒ必シモ

組合法

三十一

三十七

三十六

組合ヲ組成スルノ限リニアラサルヘシ故ニ組合商業ニ於テ書記又ハ補助員ヲ雇ヒ其給料トシテ利益ノ分配高ヲ約スルトキノ如キ必シモ組合ト見做サ、ルコトアルヘシ

利益ノ分配ノミヲ約シ損失ヲ共擔セサル(第一場圖ノ)トキト雖法律上ニ於テハ組合ヲ組成セルモノトナスコトアルヘシ然レトモ是等ノ契約ハ只組合員中ニ其効力アルノミニテ第三者ニ對シ其効驗ナカルヘシ

組合商業ハ契約ヲ以テ基本トスルカ故ニ契約未成立セサル前ハ從テ組合モ成立セサルモノトス故ニ組合商業ノ既ニ成立セルヤ否ヤヲ識得センニハ須ラク先其契約ノ成立ヲ認メサルヲ得ス例ヘハ來ル何年何月ヲ期シテ組合商業ヲ組成センコトヲ約束スルトキハ其時期到來シタル後ニアラサレハ組合員タルノ權利義務ヲ發生セス又會社商社

平等ハ不
平等ヨリ
生ス

文明社會
ニハ人民
平等ナリ

部分ヲ一家長ニ付與シタルモノナリ又奴隸ノ制度ノ如キモ一私人ニ
 專制君主ノ地位ヲ有セシメタルモノナリ
 政府又ハ人定法ハ強力ノモノ弱者ノ道德上ノ權利ヲ侵撃スルヨリ始
 リタルモノナリ而シテ不平等ハ平等ヲ生シ來スタメニ極メテ必要ナ
 ルコトハ哲理歴史家ノ能ク知ル所ニシテ往昔蠶食ヲ隣國ニ恣ニシタ
 ル暴君ナトノ道德ノ上罪アルハ論ヲ待サレトモ夫レスラ後世ノ開明
 ノ先驅トシテ避クヘカラサルモノナレハ哲理學者モ深ク此吞噬ノ爲
 メニ弱國ヲ不幸ニ陷イル、ヲ咎メサルナリ左レハ人定法ノ根源ヲ釋
 ヌルトキハ一般ニ臣民ト臣民トノ間ニ不平等ノ存スルコトヨリ生シ
 タルモノニテ現ニ民法ノ箇條中ニ其不平等ノ痕蹟ヲ留ムルモノ也然
 レトモ文明ノ進ムニ從ヒ此人民間ノ不平等ハ次第ニ其程度ヲ減少シ
 遂ニ君主ト人民又ハ治者ト被治者トノ間ノ外ハ復不平等アルヲ見サ

身分ノ區別
別民法ヨリ
除カル

Constitutional law

人ノ身分
ヲ定ムル
公法ハ統
治者ニ對
シテハ人
定道徳法
ナリ

ルニ至ルモノナリ現今ノ社會ハ既ニ大ニ此方向ニ進歩シ法律ノ前ニ
 ハ人皆平等ナリト云ハル、程ニテ曾テ羅馬法ニ存シタル人ノ身分上
 ノ區別ノ如キハ殆ント民法ヨリ洗滌セラレタル程ナリ見ヨ奴隸ハ既
 ニ其跡ヲ絶テ親ノ權力夫ノ權力ハ適當ノ區域ニ減縮セラレ内外國人
 ハ凡ソ平等ノ權ヲ得タリ將タ後見人ノ地位ニ至リテハ近世ノ法理ニ
 於テハ(羅馬ノ後世ノ法ト同シク)一箇ノ公ケノ職務ヲ盡スモノト看做
 サル、カ故ニ後見人幼者ノ關係ハ之ヲ公法ノ一部分ナリト爲シテ可
 ナリ

前條ニ於テ公法又ハ憲法ノコトヲ論シタルカ是ハ純粹ノ人定法ノ性
 質ヲ欠ク所ノモノタルコトヲ注意セサルヘカラス成程下等ノ官人ノ
 權力ハ一ノ身分タルニ相違ナシ其權利義務ノ如何ハ統治者ニ訴ヘテ
 之ヲ決スルモノナレハ即人定法ノ權利義務ト謂フヘシ然ルニ統治者

ノ權力ヲ制限スルコトハ人定法ノ區域外ニ出ツルモノニテ統治者ハ
全ク人定法ヨリ獨立シ法律上ノ義務ヲ負ハサルモノナリ又統治者ハ
人定法ニ依リ權利ヲ有スルモノニモアラス謂ハユル統治者ノ權力ハ
其權利ナリト云フモノ卽是意ヲ明示スト云ヘシ勿論統治者ニテモ道
徳上ノ法ヤ神ノ法杯ノ命令ヲ免ル、コトヲ得サレトモ此等ハ人定法ト
異ナルコトハ既ニ諸君ノ知ル所ナリ左レハ憲法ハ之ヲ統治者ニ對シ
テ執行スルニハ道徳上ノ制裁ヲ以テスルノ外道ナキモノトス故ニ私
法ニ屬スル所ノ人ノ法卽身分法及統治者ヨリ委託サレタル權力ヲ執
行スル官人等ハ皆人定法ノ部ニ屬スルコト物ノ法ノ人定法ノ一部タ
ルト異ナルコトナケレトモ統治者ニ至リテハ決シテ法律上ノ身分ヲ
有セサルモノト知ルヘシ是ニ依リテ之ヲ觀レハ憲法ハ統治者ノ權力
ヲ制限スル點ニ於テハ人定法ニアラスシテ一箇ノ輿論ノ法ニ過キス

#Condition hominum 類身分ノ種
#Libertas
#Civitas
~Familia

3Status

身分ノ種類

(コンジション、ホミナム)

即公法ハ統治者ニ關シテハ人定法ニアラスシテ道德上ノ格言ヲ集合シタルモノト云フヘキノミ
憲法ヲ以テ身分法ナリト論スルハ羅馬法ニ由ルニアラスシテ法理家ノ言ヲ用ヒタルモノナリ羅馬法ニ於テハ「ステータス」ト云フ文字ハ一人ノ關係即其政治上又ハ民事上ノ權利ヲ指示スルモノニシテ執法者ノ政治上ノ權力ヲ云フモノニハアラス

人ノ法ニ規定スル所ノ身分ノ區別ハ左ノ三點ニ關スルモノトス(一)自由リベ
由ルタス (二)國土權シビタス (三)家族ファミリア是ナリ
第一自由ニ關シテハ人ハ自由人及奴隸ニ別タル又自由人ヲ別チテ生來ノ自由人ト復權ノ自由人トス左レハ自由ニ關シテハ生來自由人復權自由人及奴隸ノ三種ヲ論究スルヲ要ス

第一自由
第二國士
權

≒ Cives
≒ Peregrini
≒ Latini

第三家族

≒ Potestas
≒ manus
≒ mancipium

第二國士權ニ關シテハ人ハ元ト國士エシベス及外國人チベレグリーニニ區別セリ國士ノ權ハ之ヲ政治上及民事上ノ二種ニ分ツ政治上ノ權トハ撰舉權立法權及任官權トス民事上ノ權ハ財產及婚姻ニ關スル權トス外國人ハ政治上ノ權ヲ有セス又固有法ノ規定セル所ノ財產上及婚姻上ノ權ヲ有セス以上二種類ノ外後ニハ第三種ヲ增加シ之ヲリラテニ一ト云ヒ國士ト外國人トノ中間ニ位スルモノニテ政治上ノ權ヲ有セス唯民事上ノ權ノ一部分即財產ニ關スル權ノミヲ有シ婚姻ニ關スル權ヲ有セス左レハ國士權ニ關シテモ國士一ラテニ一及外國人ノ三種アリトス

第三家族ニ關シテハ一家族ノ長ノ權ハ名目上又三種ニ分ツ即家長權ポテスタス夫權賣渡權ナリ尤家長權ハ之ヲボテスタス、ドミニカ奴隸ニ於ケル權及子孫ニ於ケル權ニ分チ子孫ニ於ケル權即父權ハ自ラ一種類ヲ爲スモノナレハ結ツ極マリ家族ニ關シテハ四種類アルモノト云フヘシ夫權ハ妻チ子女ト同一ノ地位

わPaterfamilias
かFiliusfamilias.
よMancipium

ニ置クモノナリ家長ハ「マンシピアム」ノ權ニ依リ其子孫ヲ奴隸ニ賣ル
 ノ權利ヲ有ス而シテ「マンシピアム」ナル字ハ又一ノ家長ノ爲メニ他ノ
 家長ニ奴隸トシテ賣ラレタル所ノ家族ヲ意味スルモノナリ斯カル家
 族ハ買受人ニ對シテハ奴隸ニ比擬セラルレトモ世間ニ對シテハ自由
 人ニシテ又一個人ノ國士ナリ但其地位ノ續ク間ハ政治上ノ權ヲ停止セ
 ラル、カ如シ右ノ如ク奴隸ハ自由ノ部類ニテ論シ妻ノ身分ハ子孫ノ
 身分ト全ク同一ナレハ家族上ノ獨立又ハ從屬ノ地位ニ關シテモ自由
 及國士ニ關スルト同シク人ヲ三種類ニ區別スルコトヲ得ヘシ曰ク家
 長ファミリアス、カファミリアス、ファミリアス、エマンシピアム 族、被賣家族、トス中ニ就キテ家長ノミ獨立ニシテ他ノ
 長ファミリー 家ファミリー 族、被賣家族、トス中ニ就キテ家長ノミ獨立ニシテ他ノ
 二種ハ從屬ナリトスアリエナイ、ジュリス

以上區別シタル九箇ノ種類ニ付キガイアスノ論シタル所ハ詳畧一様
 ナラス第一種ニ就キテハ重モニ自由人ヲ論シ第二種ニ就キテハ只間

家族法カ
他ノ法ト
異ナル點

接ニ國土ヲテニ一及外國人ノコトヲ論過セリ而シテ氏ノ敎課書ノ第一卷ノ大部分ハ重モニ家族ノ關係ニ關セリ近代ノ法律ニ於テハ身分ノ區別ハ殆ト消滅シタルヲ以テ夫妻ノ關係親子ノ關係後見人幼者ノ關係ノ如キ家族的關係ノ法律ノミニテ人ノ法ノ全部ヲ構成セリ以前ハ此ノ關係ハ只其一部分ヲ爲シタルニ過キサリシ今家族法ノ他ノ民事上ノ法ト大ニ其性質ヲ異ニスル點ヲ示サシニ財產及人權ノ關係ハ人造ニ出ルモノ多ク家族法ノ支配スル關係ハ天然ニ出テ且人種ノ生存ニ必要ナルモノトス左レハ家族ノ關係ノ重要ナルモノハ一般動物世界ニモ適用シ得ヘキモノニテ即アルピア
ンガ特ニ自然法ト唱ヘタルモノナリ又次ニハ財產及人權ノ事柄ハ人定法ノ制作ニ出テ家族上ノ事柄ハ人定法ニ支配サルハ其一分部ニ止リ大部分ハ道德上ノ法律ノ規定スル所ノモノナリ純粹ナル家族法

復權ノ自由人

即財産及財産ニ關スル權利義務ヲ扣除シタル餘ノ法律ハ存外僅少ノ者ナリ然レトモ純粹ノ家族法ノ中へ家族ニ關スル財産及人權ニ關スル法律ヲ編入スルヲ適當トス故ニ主法ノ大區別ヲ舉クレハ純正及應用家族法、財産法、人權法トス右ノ外ニ財産法ヨリ分別シテ財産相續法ヲ論スルトキハ主法ノ區別ハ渾テ四種類トナルヘシ

主人ノ爲メニ銷刑烙刑ニ處セラレ又ハ拷問ヲ用ヒテ處斷セラレ其他猛獸ト鬪角スルコトヲ命セラレ公獄ニ下サレタル等ノ奴隸カ主人ヨリ解放ヲ受ケタルトキハ敵人ノ降服シタルモノト同様ノ身分ヲ得ルニ止マリ決シテ羅馬國士又ハ「ラチナイ」タル身分ヲ有スル能ハス右ニ記スル重刑ノ汚辱ヲ受ケタルコトナキ奴隸ノ解放ニ會フトキハ場合ニ依リ或ハ羅馬國士トナリ或ハ「ラチナイ」トナル

如キ是ナリ

第二回

前回ニ於テ動産差留ニ關スル一般ノ理ヲ説明シ特ニ「ボツセツソリ」
 卽握有ノ必要ナル差留權ヲ論シタリ今回ニ於テハ差留權ノ爲メニ利
 益ヲ受ケ又其差留權ノ爲メニ左右セラル、人ノ權利ヲ簡單ニ講セン
 トス

凡之ヲ講スルニ徒ラニ冗長ナル議論ヲナサンヨリハ寧ロ著ルシキ一
 例ヲ擧ケ之ヲ説明スルノ簡易ニシテ且了解シ易キニ若カサルナリ故
 ニ余ハ差留ニ關スル所ノ最著ルシキ例ヲ掲ケテ左ニ之ヲ説明セン
 諸君余ハ今旅宿屋^{イシキーパー}ノ主人ノ有スル差留權ト運送人^{コンメンキヤリヤ}ノ有スル差留權ト
 ノ二例ヲ取りテ余カ説明ノ資料トナサントス若夫レ此二例ニシテ了
 解スルヲ得ハ其他ノ人々ハ如何ニシテ差留權ヲ適用スルカ容易ニ之

旅宿屋ハ
イシキパー
旅客ノ荷
物ニ差留
權ヲ有ス

ナ知ルコトヲ得ヘシ且余カ此二例ヲ舉ケテ説明セント欲スルハ蓋
んもんろ^一主義ノ最其力ヲ逞フスルノ場合ナレハナリ
債^一んもんろ^一ノ主義ニヨルトキハ凡旅宿屋^{イシキパー}ハ何人ニ限ラス之ヲ宿
ラシメ又其望ニ應シテ物品ヲ供セサルヘカラス
古昔英國ニ於テ法律上財産ノ保護ヲ受クルコト今日日本ニテ之カ保
護ヲ受クルヨリモ頗ル薄カリシ且當時ノ如ク巡查等ノ設ケナキヲ以
テ客人ハ旅宿屋ニテ竊盜ニ遭フコト最甚シク彼ノ小説家ノ記スル所
ニヨレバ當時ニ在テハ旅宿屋ハ往々盜賊ノ幫助ヲナセシモノ、如ク
見ユルハ強手理ナキニアラサルナリ
其後英國法律ハ旅宿屋ニ非常ニ重大ナル責任ヲ負ハシメ即天災若ク
ハ人力ヲ以テ抗拒スヘカラサルトキノ外ハ如何ナル場合ト雖客ノ荷
物ヲ保護シ若之ヲ紛失セシメタルトキハ其責任ヲ負ハサルヘカラサ

ルコトトセリ如ク重大ナル責任ヲ有スルニヨリ法律ハ此義務ニ報ユルニ一ノ權利ヲ以テセリ即旅客カ其宿賃又ハ食料等ヲ支拂ハサルニ於テハ旅宿屋ハ直ニ旅客ノ荷物ヲ差留ムルコトヲ得ルノ權利ヲ與ヘタルコト是ナリ

旅宿屋ハ右ノ如キ權利ヲ與ヘラレタルヲ以テ凡旅客ノ持來リタル荷物ニ就テハ其正不正ヲ取調ルニ及ハス唯其荷物ヲ受取ルニ當リ客ト旅宿屋トノ資格ヲ以テ受取タルモノナレハ其荷物ニ對シテ總テ差留權ヲ有スルナリ然レトモ旅宿屋ニ於テ若シ客ノ行爲又ハ資格ニ據リ其持來リタル荷物旅客ノ所有物ニアラスシテ他人ノ爲メニ其物品ヲ預リタルコトヲ知リタルトキハ其物品ニ對シテハ差留權ヲ有スルコトナシ近年マテハ旅宿屋ノ權利ハ單ニ其物品ヲ差留ムルニ止マリ敢

運送人ハ
コンモンキヤリヤ
運送シタ
ル荷物ニ
差留權アリ

テ之ヲ賣却スルノ權利ヲ有セザリシカ一千八百七十五年ニ至リ更ニ
布告ヲ以テ其差留物品ヲ賣却スルノ權利ヲ與ヘタリ
其以前一千八百六十年ニ於テ客ト旅宿屋トノ間ニ特約ヲ設ケ即客ニ
於テ特ニ荷物ヲ委托スル旨ヲ示シタル場合ノ外ハ旅宿屋ノ「乙んもん
ろ」ノ責任ヲ縮メ(家畜ノ外)凡三十磅即チ日本金ニテ百五十圓マテハ
責任ヲ負ヘトモ其他ハ實地怠慢又ハ惡意アリタル場合ノ外ハ責任ヲ
負ハサルコトトナレリ
次ニ運送人ニ就テ説明セン運送人モ亦昔時ハ旅宿屋ト同シク盜賊ト
共謀シテ屢客ノ荷物ヲ掠奪セリト謂フ
僅「コンモンキヤリヤ」トハ英國内ニ於テ他人ノ委托ニ應シ相當ノ賃
錢ヲ得テ或ル物品ヲ一ノ場所ヨリ他ノ場所ヘ運送スルコトヲ職業ト
スル者ヲ謂フ故ニ馬車又ハ河舟又ハ沿海ニ舟ヲ以テ荷物ヲ運送スル

コトヲ職業トスル者モ亦「コンモンキヤリヤ」ノ一種トス然レトモ人
ヲ運送スルコトヲ業トスル者ハ必スシモ「コンモンキヤリヤ」ト言フ
ヘカラス故ニ古昔ニ在テハ郵便馬車會社近世ノ鐵道會社ノ如キ荷物
ヲ運送スルモノハ「コンモンキヤリヤ」ナレトモ人ヲ運送スルニ就テ
ハ「コンモンキヤリヤ」ニアラス
「コンモンキヤリヤ」ノ責任ハ「インキーパー」ノ責任ト同シク委託セラ
レタル荷物ヲ大切ニ保護セサルヘカラスナルノ責任ヲ有シ若キ荷物ヲ
失フトキハ之ノ價ヲ爲サハルヘカラス然レトモ天災又ハ敵人ノ爲メ
ニ奪ハレタルカ如キ到底人力ノ如何トモスル能ハサル場合ハ此ノ限
ニアラス
又「コンモンキヤリヤ」ハ「インキーパー」ト同一ノ權利ヲ有スルヲ以テ
若運賃ヲ支拂ハサルニ於テハ其運送荷物ヲ差留ムルノ權利アリ然レ

トモ前回既ニ講セシ如ク差留權ハ物品ヲ握有スルニヨリ有スルモノナレハ運送者ハ一旦其荷物ヲ渡シタル以上ハ通常ノ訴訟ニ據テ其代金ヲ請求スルノ外ナシ

「コンモンキヤリヤ」ハ「インキーパー」ト同シク荷物差留ノ權利ヲ有スルヲ以テ隨テ其責任亦重大ナリトス然レトモ其責任ノ大小輕重ハ時ニヨリテ異ナルモノニシテ即國富ミ財産ノ増殖ニ隨ヒ差異アルモノナレハ固ヨリ一定セルモノニアラス要スルニ國ノ進歩ニ從ヒ其責任モ亦重キヲ加フト雖古昔ヨリ法律ノ與ヘタル差留權ハ今尙ホ依然トシテ存スルモノトス

國運次第ニ進ミ財産ノ種類増加スルニ從ヒ「コンモンキヤリヤ」ハ金銀又ハ其他ノ寶物ヲ運送スルコトヲ委托セラル、モノナレハ特別ノ條約ヲ結ヒテ其責任ヲ制限スルニ至レリ即一ノ微細ナル物品ナリト雖

若貴重ノ物ナリセハ之ヲ失フニ於テハ其損害ヲ償フカ爲メ止ムヲ得
ス運送人ノ身代限ヲナスカ如キアリ故ニ其責任ヲ制限スルハ最モ必
要ナルコトトス而シテ其責任ヲ制限スルニハ豫シメ規則ヲ定メ運送
受托所ノ門前ニ表札ヲ掲ケ其責任ヲ負ハサルコトヲ示スカ如キ道ヲ
用ヒサルヘカラス故ニ受托者ニ於テ若「コンモンキヤリヤ」ニ責任ヲ
負ハセントセハ特別ニ保護金ヲ出サ、ルヘカヲサルノ慣習トナレリ
然レトモ其表札ハ實地委託者ノ知リタル證アルヲ要ス故ニ若委託者
ニ於テ其表札ヲ知ラサル時ハ運送人ハ之カ責任ヲ免カル、能ハサル
カ爲メ往々争ヒノ起ルコトアリ
法律ハ「コンモンキヤリヤ」ニ關スル責任ヲ定ムルカ爲メ一千八百三
十年一ノ布告ヲ發セリ其布告ノ定ムル所ニ據レハ金銀塊、絹、毛皮類ノ
荷物ニ對シテハ委託者豫シメ貴重品ナルコトヲ告示シテ特別ノ保險

金ヲ拂フタル外ハ十磅即チ五十圓以外ハ責任ヲ負ハサルコト、セリ
 其後十年ヲ經ルニ至リ英國ニテ物品ヲ運送スルニハ一般ニ鐵道ヲ以
 テスルコトトナリシガ故ニ鐵道會社ノ責任モ亦一千八百三十年ノ布
 告ニ據ルコトトナレリ
 次ニ船舶ノ持主ノ責任如何ヲ論セン固ヨリ余ノ講スル所ハ差留權ニ
 アレトモ今他ノ事柄ヲ引證スルハ差留權ノ何物タルヤヲ講スルニ必
 要ナルヲ以テナリ英國判事ノ言ニ曰ク船主ハ必シモ運送人ト謂ヘカ
 ラス何トナレハ萬里ノ波濤ヲ超ヘテ職業スルモノナレハナリト
 抑船主ハ其運送賃ヲ取立ルノ權利アリ之ヲ英語ニテ「フレート」ト謂フ
 「フレート」トハ船ヲ以テ物品ヲ安全ニ運送スル爲メノ報酬トシテ受ク
 ル所ノ金額ヲ謂フ故ニ若其荷物航海中ニ紛失シ到着スヘキ所ニ達セ
 ザルトキハ「フレート」ヲ得ルコト能ハス其詳書々詳々トシテハ

今説明シタル所ハ最確説ナル定義ヲ下シタルモノナレトモ元來「フレート」ナル語ハ廣ク用ヰルコトアリ故ニ「フレート」ナル語ハ運送人カ取立ル賃錢ヲミナラス往々運送スル所ノ物品ヲ指スコトアリ蓋「フレート」ナル語ヲ斯ル意義ニ用ヰルハ真正ノ意義ヲ離レテ用ヰタルモノナリトスニ「インキトパー」ノ物品ヲ預ルヤ其「インキトパー」トシテ預リタルモノニアラスシテ倉敷料ヲ取テ預リタルモノナルトキハ「インキトパー」ノ支配ニアラサルト同シク「フレート」ニ於ケルモ亦然リトス何トナレハ一般ノ法律ヲ離レ特別ノ契約ヲナシタルトキハ法律ハ其特別ノ契約ニ假スニ其定ムル所ノ權力ヲ以テセサルナリ故ニ其契約中ニ差留ノ如何ヲ記載セサルトキハ法律ハ該契約中ニ差

留權ハ存セサルモノトノ推測ヲ下タスモノトス
 今其一例ヲ舉グレハ或ル荷物ヲ「リバプール」ヨリ「オーストレリヤ」ニ送
 ル約ヲナシ而シテ其「フレート」ハ「リバプール」出港ノ一ヶ月後荷物ノ到
 着スルト否トヲ問ハス之ヲ拂フコトヲ約セリ且其荷送り狀ヲ他人ニ
 讓渡セシニヨリ荷物ハ他人ノ所有トナレリ然ルニ其約定シタル「フレ
 ート」ヲ拂ハサリシヲ以テ其荷物ヲ差留ムルノ權アリトノ旨ヲ以テ出
 訴セリ今此荷送狀ヲ按スルニ「フレート」ニ反スル所二點アリ第一、一ヶ
 月後ニ渡ストノ事第二、荷物ノ到着スルト否トヲ問ハサルトノ事是ナ
 リ故ニ此訴訟ニ就テハ「乙んもんろ」ノ規則ニ據テ船主ハ差留權ヲ有
 セスシテ他ノ理由ニ據リ出訴セサルヘカヲサル事トナレリ判事曰ク
 凡差留權ノ起ルニ二箇アリ一ハ法律ニ因リ一ハ契約ニ因ルト
 抑「フレート」ハ荷物ヲ安全ニ送達シタル時ニノミ得ルモノトス而シテ

若荷物ヲ安全ニ送達スルト雖「フレイト」ヲ拂ハサルトキハ船主ハ其荷物ヲ差留ムルノ權アリ此等ノ規則ハ一般ノ法律ニヨリテ獨リ効力ヲ有スルモノナリ故ニ凡報酬ニシテ船ノ出ル前ニ拂フカ如キハ「フレイト」ト記載シアルモ「フレイト」ニアラス何トナレハ運送賃ナルモノハ荷物ヲ送達シテ後始メテ得ル所ノモノナレハナリ

故ニ斯ノ如キ場合ニ於テハ船主ニ差留權ノ存スルコトヲ明ニ約定書ニ記スルカ又ハ「フレイト」ト同一ナル性質ヲ有スル報酬ヲ得ルノ約束アリテ差留權ニ屬スル權利一切ハ尙ホ之ヲ存スルノ意アルカ如キトキノミ其權利存スルモノトス

第三二回

前回ニ於テハ「フレイト」ナル語ヲ用フルニ當リ運送賃トシテ用フルトキト他ノ義ヲ以テ用フルトキトノ差異アルコトヲ述ヘ終レリ今回ニ

於テハ船主カ其船舶ヲ使用スルノ方法ヲ簡單ニ講述セントス此事タ
 ル素ヨリ差留權ヲ講スルニ當リ左程關係アルニアラサレトモ之ヲ知
 ルトキハ英國ノ船主如何ニシテ船舶ヲ使用スカ又如何ニシテ商業ヲ
 營ムカヲ了解スルヲ得ヘキヲ以テ後來諸君ハ實地應用ヲナスニ當リ
 テモ大ニ益スル所アルヘシ一
 船舶ヲ使用スル方法ノ其一ハ他人ノ爲メニ荷物ヲ運送セントシテ船
 舶ヲ海上ニ浮フルトキ卽是レ船主ハ「コンモンキヤリヤ」ノ位地ニア
 リテ業ヲ營ムモノトス今著シキ例ヲ舉クレハ日本郵船會社、又ハ「ピ
 ー」會社ノ如キハ一般ノ運送ニ供スルカ爲メニ船舶ヲ使用スルノ類
 ナリ
 又他ノ方法ニ於テハ船主ハ船舶ヲ貸與シ其約束ヲ定ムルニ英語ノ所
 謂「チャートルバ」テ「ノ位地ニ在テ爲ストキノ如キ是ナリ此方法ニ

依ルトキハ船主ハ或ル期限相當ノ賃錢ヲ受取り其船舶ヲ貸與スルコト恰モ普通ノ貸借ト同一ナルヲ以テ其期限間ハ全ク所持權ヲ移轉スルモノトス此場合ニ於テハ船主ハ其船舶ノ支配權ヲ借主ニ委任スルモノナレハ船主ニ握有ナキヲ以テ差留權ノ存スルコトナシ最普通ノ「チャートルパーティー」約束ノ種類ハ船舶ノ全部又ハ幾部ヲ他人ニ貸與シ之ヲ取扱ハシムルモノトス而シテ其條約タル船主ハ航海ニ必要ナル船具及ヒ船長水夫等ヲ取揃ヘタル上貸シ渡スモノナリ又或ル期限間又ハ或ル場所ヨリ或ル場所ニマテ航海スルノ約定ヲナスコトアリ此等ノ場合ニ於テハ船長ハ船主ノ代理人ナルヲ以テ船主ハ船舶ノ握有ヲ存スルモノト見做スコトヲ得ルカ故ニ若運賃ヲ支拂ハサルトキハ其荷物ヲ差留メ辨償ヲ求ムルノ權アリ

又或ル期限ヲ定メテ約定スルコトアリ之ニ對シテ船舶ヲ借り入ルハ

所ノ相手即チヤートラルハ其約定シタル或ル期限内ニ荷物ヲ積込ム
 ノ約定ヲナスモノトス蓋此約定タル荷物積込ノ違約ヲ防カンカ爲メ
 ナリ故ニチヤートラル其約定ヲ履行シ其荷物ヲ積入ルノ義務アリ
 若之カ義務ヲ怠ルトキハ其責任ヲ負擔セサルヘカラス此約定ニヨリ
 「チヤートラル」ハ一噸ニ付キ幾弗ノ使用賃ヲ支拂フコトヲ約スルモノ
 ナレハ多分ノ利益アルトキハ借主之ヲ得若シ損失アルトキハ之ヲ辨
 償セサルヘカラス斯ノ如キ場合ヨリ頗フル混雜セル事件ノ起ルコト
 アリ
 凡差留權ヲ存スルニ必要ナルコトハ差留權ヲ得ヘキ本人又ハ代理人
 ナリテ其財産ノ握有ヲ自己ノ權内ニ存スルカ又ハ運賃ヲ拂フハ航海
 ノ前後ニアルヤ否ヤヲ吟味スルニアルハ諸君既ニ了知セラルコト
 ナラン今例ヲ示セハ印度ノかるかたヨリ綿ヲ龍動ニ送ル爲メ船ヲ借

ナス等ノ場合ニ於テハ同一ノ證書ニ讓渡ト貸借ノ契約トヲ記入スル
 コトアルニヨリ或ハ契約ト讓渡トヲ混スルコトアリ注意セサルヘカ
 ラス
 讓渡ハ又讓渡ヲ爲スヘキ契約ト區別セサルヘカラス
 合意ヨリ生スル第二ノ結果即チ免除トハ前ニモ述ヘタル如ク對世權
 又ハ對人權ヲ放棄スルコトヲ云フ然ルニ契約ハ對人權ヲ創生スルモ
 ノナレハ二者全ク其性質ヲ異ニセリ然レトモ契約ハ相手方ノ合意ニ
 ヲリテ生スルモノナルヲ以テ相手方ノ合意ヲ以テ又之ヲ取消スコト
 ナ得故ニ契約ヲ解除セシムルノ一ノ方法トシテ後日之ヲ論スルコト
 アル可シ
 合意ヨリ生スル第三ノ結果ハ法鎖ノ原因ノ第五ト同一ナルモノニシ
 テ信託結婚等ノ場合ナリトス此等場合ニハ合意ヨリシテ法鎖ヲ生ス

ルモノナレトモ其法鎖ハ合意ヨリ直ニ生スル所ノ取引ニ隨從シテ法律ノ作用ニヨリ間接ニ生スルモノナルヲ以テ決シテ契約ト同視スヘキモノニアラス譬ヘハ婚姻ニ第一必要ナル合意ニ加フルニ法律上必要ナリトスル他ノ手續ヲ盡ストキハ互ニ夫妻トナルヘシ夫妻トナリタル以上ハ格段ナル場合ニ現ニ夫婦トナリタル者共ノ間ニ限ラス凡テ法律上夫妻タル者ノ身分ニ賦課スル所ノ權利義務ヲ生ス而シテ此權利義務ナルモノハ決シテ雙方ノ合意ヲ以テ妄リニ左右スルヲ得可キモノニアラス即チ何年間夫婦トナルヘキ旨又或ハ夫婦トナルモ互ニ子女養育ノ責ニ任セサルヘシト約スルカ如キハ法律上無効ノ約束ナリトス然レトモ婚姻ト婚姻ス可キ契約ノ區別セサルヘカラサルコトハ讓渡ト讓渡ヲ爲ス可キ契約トチ混ス可カラサルニ同シトスヘシ信託ノ場合ニハ創造者ナル甲ト被信託者ナル乙トノ間ニ合意アリテ

チ生スルノ結果ヲ來サ、ルトキハ決シテ契約ヲ生スルコトナシ前同
合意ノ要件中第五ノ場合ニ於テ法律上ノ結果ヲ生セシメントスルモ
現ニ之ヲ生シ得ヘキモノニアラサレハ其目的ヲ達スル能ハサルコト
ヲ述ヘタリ故ニ合意アルモ其結果ヲ生セサルトキハ契約ト稱スルニ
足ラスポテ、氏ノ定義タルヤ頗ル廣キニ過キタルモノト謂フ可シ
佛蘭西民法第一千一百一條ニ曰ク契約トハ一人又ハ數人ヨリ他ノ一人又
ハ數人ニ對シ或物ヲ與ヘ又ハ或事ヲ爲シ又ハ或事ヲ爲サ、ルノ義務
ヲ行フヘキ約束ヲ云フ
印度契約條例ニ曰ク契約トハ法律上履行セシムルヲ得可キ合意ナリ
右ニ定義ノ如キモ亦不充分ナリト謂ハサルヲ得ス何トナレハ契約ト
ハ決シテ法鎖ヲ生セシムル原因ノミヲ云フモノニアラス其原因アリ
テ從テ生スル所ノ結果ヲモ含ムモノナリ然ルニ右ニ定義ハ其原因ノ

ミナ示シタルニ過キサルヲ以テ到底不充分ナルヲ免レサルヘシ
サズキニ一氏曰ク契約トハ數人ノ間ニ法鎖ヲ生セシムルノ目的アリ
テ表出セル同意ニヨリテ其數人結合セルヲ云フ
此説タルヤ同シク不充分ナリト言ハサルヲ得ス抑結合トハ合意ヲ指
シタルカ又法鎖ヲ指シタルカ判然セサレトモ之ヲ何レヨリ見ルモ不
充分タルヲ免レス若合意ノミナ意味シタルモノトセハ其原因ノミナ
示シタルニ過キサルヲ以テ佛蘭西民法、印度契約條例ノ不充分ナルニ
同シ若又法鎖ノミナ示ストスルモ尙ホ同シク不充分ナリト言ハサル
ヲ得ス何トナレハ合意ヨリ生セサル法鎖ハ契約ニアラサレハナリ
羅馬ノ法律ニテハ契約ヲ「コントラクト」ト稱シ此契約ヨリ生スル法
鎖ヲ「オブリゲシヨ」エキス、コントラクトト謂フ蓋羅馬法ニハ契約ト契
約ヨリ生スル法鎖ヲ示スニ各別語アリト謂フヘシ故ニ法鎖ヲ生セシ

ムルノ原因トナルヘキ合意ト其合意ヨリシテ生スル結果ノ法鎖トナ
 混同スルノ憂少ナシ然レトモ英佛ノ法律ニテハ此二者ヲ區別スルノ
 言語ナキヲ以テ佛ノ所謂契約即チ「コントラ」ト謂ヘル字モ亦英ノ所謂
 契約即チ「コントラクト」ト謂ヘル字モ二者同シク法鎖ヲ生セシムルノ原
 因タル合意ト其合意ヨリシテ生スル結果タル法鎖トノ二義ヲ含蓄セ
 リ譬ヘハ契約ノ移轉杯ト稱スルトキハ契約上ノ權利即チ法鎖ヲ移轉ス
 ル義ニシテ其原因タリシ所ノ合意ヲ移轉スルノ意ニアラサルナリ故
 ニ英佛法ニ於テ契約ノ定義ヲ下シテ法鎖ヲ生セシムル所ノ合意ト云
 ヘル如キハ即チ其一半ヲ示シテ其他ノ一半ヲ示サ、ルモノナリ是レ余
 カ曩ニ掲タル二三ノ定義ヲ以テ不充分ナリト稱スル所以ナリ
 以上陳述スル所ハ單ニ字義上ノ差異ナレトモ一步ヲ進メ契約ノ原理
 ニ溯リテ之ヲ考フルモ尙法律ニ所謂契約ナル者ハ羅馬法ノ所謂「コン

立契約ノ成

トラクタスニ限ル可ラス若之ニ限ルトセハ契約法ニ於テハ契約成立ノ手續ヲ論スルノミニテ其餘ハ之ヲ論スルニ及ハサルコトナラン然ルニ實際何ノ國ニテモ契約ノ成立ノミナラス契約ノ成立タル上ニテ雙方ノ有スル權利義務及ヒ此權利ヲ犯シ義務ヲ盡サ、ルトキニ生スル訴權等ヲモ契約法中ニ規定セサルハナシ故ニ契約トハ法律ニ依リテ成立スルニシテ即チメインノ所謂合意ニ加フルニ法鎖ヲ以テスレハ契約ニ等シト云フヲ以テ契約ノ最モ適當ナル定義ナリト余ハ思考スルナリ諸君須ラク之ヲ合意ト法鎖ト契約トノ關係ヲ示ス爲メニ前ニ既ニ掲グル圖ニ照シテ熟考セララルヘシ

第二編 契約ノ成立

余ハ既ニ契約トハ如何ナルモノナルヤ又契約上ノ權利義務ハ如何ナル種類ノモノナルヤヲ畧論シタルヲ以テ是ヨリ本論ニ入ラントス而

契約法

三十三

六十七

六十六

※Capacity of parties
※Reality of consent

※Agreement
※Consideration
※Form

シテ本論ヲ講スルニ當リ第一ニ論スヘキハ契約ノ成立ナリトス
抑契約ノ成立ヲ論スルニハ先法律上契約ノ成立ニ必要ナリトスル所
ノ原素ヲ論セサルヘカラス今其原素ヲ掲グレハ

一 合意(アグリーメント)

合意ハ概ネ申込テ承諾スルヨリ生スルモノトス
二 約因又ハ法式(コンシデレーション又フオルム)

契約ニハ約因、法式共ニ必要ナルコトアリ或ハ約因ノミ必要ニシ
テ法式ノ必要ナラサルコトアリ或ハ法式ノ必要ニシテ約因ノ必

要ナラサルコトアリ

三 對手ノ能力(カパシチー、オブ、パーティー)

何人ニテモ契約ヲ結フコトヲ得ルチ原則トスレトモ或ハ全ク若
クハ幾分カ之ヲ結フノ能力ナキ者アリ

¹Legality

²Possibility of performance

四 合意ノ眞誠ナルコト(リヤリチー、オフ、コンセンスト)

申込ニ對スルノ承諾アリテ外形ノ所爲ニ顯ハレタル所ヲ以テス
ニレハ合意アリタル如クニ見ユレトモ錯誤詐欺等ノ原由アリタル
カ爲メニ其實眞誠完全ノ合意ナキコトアリ

五 適法ナルコト(リイガリチー)

契約ノ事柄及ヒ約因共ニ法律ニ違反セサルヲ要ス

六 契約ノ事柄履行シ得ヘキモノナルコト(ボッシビリチー、オフ、パル

フォームンス)

契約ノ事柄若シ事實上履行スル能ハサルモノナルトキハ或ハ合

意ヲ眞誠ナラサリシモノト看做シ若又法律上履行スルヲ得サル

モノナルトキハ或ハ法律ニ適合セサルモノトスルヲ得ヘシ故ニ

第六ハ或ハ獨立ノ要件ニアラストスルヲ得ヘキカ

別契約ノ區

Gratuitus contract Formal contract
 Onerous contract Formless contract

右ノ六項ニ記スルモノハ契約ノ成立ニ必要ナル原素ナリトス今之ヲ
 順次詳論スルニ先タチ契約ノ區別及ヒ種類等ヲ畧述セサルヘカラス
 何トナレハ契約ノ區別ニヨリ其成立ノ模様ヲ異ニスルコトアリ又其
 種類ニヨリテハ悉ク右ノ原素ヲ要セサルコトアレハナリ又其
 契約ノ區別中其重ナルモノヲ擧グレハ

一 有式契約ト無式契約トノ區別

フオマル、コントラクト、ソフォルムレス、コントラクト

法律上契約ノ効力ヲ生セシムルニハ格段ナル法式ニ從ハサルヘ
 カラサルコトアリ又其法式ヲ要セサルコトアリ此區別ハ法式ヲ
 要スルト否トニアリ全ク合意ヤモヒヤ

二 恩惠契約ト要償契約トノ區別

なぐラチ、ユイタス、コントラクト、オチロ、ス、コントラクト

恩惠契約トハ甲者ヨリ乙者ニ全ク償ヲ得スシテ利益ヲ與フル契
 約ヲ云ヒ要償契約トハ其契約ヲ結フ一方ノ者他ノ一方ヨリ得タ

Joint contract Express contract Quasi contract
 Several contract Implied contract

ル所ノ償トシテ或物ヲ與ヘ又ハ或事ヲ爲スヘキ義務ノ契約ヲ云フ(佛國民法第千百五條第千百六條參照)

英吉利ニテハ恩惠契約ハ捺印證書ヲ以テスルニアラサレハ無効

ナリトス此區別ハ約因アルト否トニアリ

三 眞正契約トむクエイザイ、コントラクト區別

二者區別ノ基ク所ハ合意ノ有無ニアリトス單ニ契約ト稱スルト

キハ常ニ眞正契約ヲ云フモノニシテ別ニ名稱アルコトナシ

四 明約トエクスプレツス、コントラクト默約トインイムプレイテド、コントラクト區別

明約トハ明ニ文章又ハ言語ヲ以テ表出セル契約ニシテ默約トハ

舉動ニヨリテ暗ニ示ス所ノ契約ヲ云フ二者同シク合意アルヲ以

テ眞正ノ契約ナレトモ明ニ合意ヲ表出セルト否トノ區別アリ

五 連帶契約ジョイント、コントラクトトセアヘラル、コントラクト格別契約トノ區別

*Executed contract
けExecutory contract
あPresent transaction

くBilateral contract
やUnilateral contract

契約ヲ結フ所ノ權利者、義務者、各々一人ナルトキハ格別ノ契約ナラサルヲ得スト雖モ權利者又ハ義務者二人以上ナルトキハ此區別ヲ生スルモノトス契約ノ對手ヲ論スル所ニ至リテ之ヲ説明セン

六

くバイラテラル、コントラクト、ユニラテラル、コントラクト

雙務契約ト片務契約トノ區別

契約ヲ結ヒタル者ノ爲メ互ニ義務ヲ生スルトキハ其契約ヲ名ケテ雙務ノ契約ト云ヒ甲ノ一人又ハ數人ヨリ乙ノ一人又ハ數人ニ對シテ義務ヲ生シ乙ノ一人又ハ數人ノ方ニ義務ヲ生スルコトナキトキハ其契約ヲ名ケテ片務ノ契約ト云フ(佛國民法第千百二條第千百三條參照)此區別ノ基ク所ハ義務ノ對手雙方ニアリヤ否ノ點ニアルモノトス

七

ホエキセキ、エデツド、コントラクト、エキセキ、ユトリ、コントラクト

既行契約ト未行契約トノ區別

正當ニ論スルトキハ契約ハ皆未行契約ニシテ既行契約ナルモノ

²Principal contract
¹²Accessory contract

アルヲ得ス何トナレハ既ニ行ヒ終リタルモノハ現在ノ取引ニシ

テ決シテ契約ニアラサレハナリ故ニ此區別ハ契約ノ生シタルト

キ既ニ約因ヲ行フタルト未^タ之ヲ行ハサルトニアリテ全ク約因ノ

區別ニ基クモノトス

八、主約ト從約トノ區別

一ノ契約ヲ確乎ナラシムルカ爲メ第二ノ契約ヲ結フトキハ之ヲ

從約ト云フ譬ヘハ貸借ノ契約ハ主約ニシテ保證契約ハ從約ナル

以上畧述シタル區別ノ外ニ賣買契約、運搬契約、貸借契約、結婚契約、保險

契約讓與契約、代理契約等契約ノ目的ニヨリテ種々ノ區別アリト雖^モ賣

買契約ハ賣買法ニテ之ヲ論シ代理契約ハ代理法ニテ之ヲ論スルカ如

ク各、其科ニ於テ之ヲ詳論スヘキモノナレハ此等ノ契約ハ茲ニハ論セ

ズ

羅馬法契約ノ種類

サル可シ右契約ノ種類區別ノ外更ニ一國法律ノ發達ト共ニ法律ノ特ニ認メシ契約ノ區別アリ今此等ノ國法ニヨリテ區別スル所ノ契約ハ之ヲ一括シテ其成立ヲ論スルコト難キヲ以テ先ッ其區別ヲ生セシ沿革ノ大畧ヲ述ヘントス
抑々英吉利契約ノ發達ト羅馬契約ノ發達トハ或一ノ大切ナル點ニ於テ自然相符合スル所アルヲ以テ英吉利契約ノ發達ヲ理會スル爲メニハ先ッ羅馬契約ノ沿革ヲ參考セサルヘカラスニ
羅馬ノ法律ニ於テハ契約ヲ左ノ四種類ニ區別セリ

口約

書約

契約物 附托

代用物貸借

不代用物貸借

質入

無名約

賣買

質貸

代理

結社

合條意約

今前表ニ掲クル區別ノ大畧ヲ順次講述セントスルニ當リ先ツ諸君ノ注意ヲ乞フヘキコトアリ即チ右四種ノ契約ハ一時代ニ存在セシモノニアラス四種ノ契約發達ノ順序ニ至リテハ或ハ異說アリト雖モ今日ノ定說ニテハ表圖ニ示シタル順次ニヨリテ漸々ニ發達セシモノトナセリ口約ノ第一ニ發達セシコト并ニ合意約ノ最終ニ發達セシコトニハ別ニ異說ナシト雖モ物約ハ或ハ口約ト同時代ニ法律ノ認ムル所トナリシヤ否ヤニ至リテハ最^モ疑ノ存スル所トス去レトモ今之ヲ穿索スルモ格段ノ利益ナキヲ以テ茲ニ其勞ヲ取ラサルヘシ

第一 口約

テコントラクタス、ウアピス

口約トハ一定ノ言語ヲ以テ問答ノ方式ヲ經タルカ爲メニ契約ノ効ヲ生スルモノト云フ而シテ其生スル所ノ契約ハ有式ノ偏務契約ナリ之ヲ詳言スレハ甲、乙ニ家ヲ賣ルノ約束ヲナサント欲セハ乙、甲互ニ相談

ナシ以テ定價ヲ極メ而シテ賣ルヘシ「買ッヘシ」ト言フトキハ今日ニ
 テハ契約ノ効ヲ生スヘキナレトモ昔時羅馬ニテハ未_ダ之ヲ以テ契約ノ
 効ヲ生セストナセリ乃_チ其手續ハ若干名ノ立合人ノ面前ニテ乙ヨリ甲
 ニ問ヲ發シテ汝ハ汝ノ家ヲ百圓ニテ余ニ賣ルヤ否ト問ヒ甲然リ賣ル
 ヘシト答フルトキハ始メテ其時ヨリ甲ハ乙ニ家ヲ賣ルヘキ契約上ノ
 義務ヲ帶フルモノトス即_チ數人ノ面前ニテ問答ヲナスヲ以テ羅馬口約
 ノ方式トセシナリ
 然レトモ右一ノ問答ヨリシテ生スル法律上ノ結果ハ然リ賣ルヘシト
 答ヘタル甲ノミ家ヲ賣ルノ義務ヲ帶フルモノナレハ若甲ノ之ヲ賣ラ
 サルトキハ乙ハ甲ヲ訴フルヲ得レトモ乙若家ヲ買ハサルニ於テハ甲
 ヨリ違約ノ訴ヲナスコト能ハサルモノトス故ニ乙ニモ亦之ヲ買フノ
 義務ヲ帶ハシメントセハ更ニ甲ヨリ乙ニ問ヲ發シ然ラハ汝ハ百圓ニ

テ余カ家ヲ買フヘキヤ「ト問ヒ乙」然リ買フヘシ「ト答ヘタル時始メテ乙
 ニ買フヘキノ義務ヲ生スルモノトス
 右口約ハ前ニ述ヘタル如ク一ノ定式問答ヲ以テ法律上偏務ノ契約ヲ
 生セシモノト認ムルカ故ニ或ハ口約オスチビユレシヨヲ問答約ト稱スルコトアリ
 茲ニ注意スヘキハ今日甲乙ト賣買ノ契約ヲナストキハ賣買未行即チ雙
 務ノ契約ヲ生シタルモノト看做スト雖口約ニ至リテハ然ラス一方ニ
 於テハ賣ルノ義務一方ニ於テハ買フノ義務アリト雖モ右ハ二ツノ偏
 務契約ナリトス要スルニ問答ノ際問ニ答ヘタルモノカ義務者ニシテ
 即チ數人ノ面前ニテ問答スルヲ要スルハ證據ヲ他日ニ殘サンカ爲メナ
 リ

第二 書約 スコントラクタス、リテリス、
 書約トハ有式契約ノ金錢支拂ノ契約ナリ而シテ其式トハ貸借ノ事柄

○英文法律書出版前金購買者募集廣告

實務ニ急需アル學術ハ法律ニ若クハナシ實地應用ニ適切ナル法律ハ英吉利法律ニ若クハナシ抑本校ハ邦語ヲ用ヒ主トシテ英吉利法律ヲ教授シ世務ニ能堪ノ士ヲ養成セシムコトヲ勤メリ然ルニ熟社會ノ情勢ヲ察スルニ今ヤ内外人ノ交際日ニ繁キヲ致スノ秋ニ方リ區々邦語ニ依リ外國法律ヲ授クルカ如キハ未以テ有爲ノ士ヲ陶冶スルニ足ラサルナリ本校夙ニ此ニ見ル所アリ本期ヨリ英語及歐文法律書攻修ノ科目ヲ創置セリ然ルニ之ヲ實施スルニ方リ大ニ不便ヲ感スルモノハ英吉利法律書ノ價值極メテ高貴ニシテ尋常學生ノ容易ニ購求スル能ハサル是レナリ加之坊間書肆ニシテ英吉利法律書ヲ蓄フル者甚稀ニ今試ニ各肆ノ律書ヲ網羅スルモ尙本校教科書ニ供スルニ足ラサルナリ是ニ於テカ本校ハ斷然資ヲ擲チテ英書ノ翻譯ニ從事シ務メテ其價ヲ廉ニシテ專ラ本校學生ノ教科書ニ充テ傍ラ江湖諸士ヲシテ容易ニ英法ノ原書ヲ購讀スルノ便ヲ與ヘント欲ス若夫レ出版及購求ノ方法ノ如キハ左ノ數箇條ニ就キテ了知セラレシムコトナ

第一條 第二科第一年級ノ敎課用ノ爲メ初步ノ法律書中ノ最善良ナル者ヲ選ヒ翻譯スルニ付前金購買法ニ依リ廣ク江湖ノ需ニ應ス

出版書目○ブラクストン氏英法註釋一八八〇年新版
○アンソン氏契約法○アンダーヒル

氏私犯法○マークビー氏法律論綱○スミス氏商法○ウヰルリアム氏不動產法○テ

ベリイ氏法律原論○ブルーム氏英法註釋○スミス氏訴訟法

第二條 書籍ハ中形ノ冊子體ニ編輯シ毎月三回ニ分チ之ヲ出版シ一回ノ紙數一百ペ
ージ内外ニシテ一ペーシ凡十字詰四十行トス

第三條 一冊ノ定價ヲ四十錢トシ前金購買者ヘハ特ニ二割五分引卽三十錢ノ代價ヲ
以テ配付ス

第四條 前金購買者ハ一ヶ月分ノ代價卽金九十錢ヲ前月末マテニ當校會計掛ヘ拂込
ムヘシ

第五條 英吉利法律學校内外生徒ハ格別ニ五割引卽一冊二十錢ノ代價ニテ購買スル
コトヲ得但代價拂込手續ハ第四條ニ據ルヘシ

第六條 今回ノ出版ハ第一條ニ記載ノ書籍ヲ悉ク出版シタルトキハ第一回ノ英文出
版事業ヲ了リタルモノトス

第七條 今回出版ノ書籍ハ英文法律書中ノ純粹ナル者ヲ撰援シタルナレハ各専門公
私諸學校及地方中學校師範學校等ノ教課書ニ最適當ナリトス

東京神田區錦町

明治十九年十月

英吉利法律學校

○第一科教課及受持講師姓名

第一學年

一 會社	一 證據	一 財產	一 買賣	一 法學通論	一 契約	一 私犯	一 親族	一 刑理	一 代理	一 組合理	一 動產委託	一 合衆國法律	一 英國刑法	一 羅馬法	一 判決錄	一 理論	一 理財	一 英語
法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上
法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士
大谷木備一郎	岡村輝彦	增島六一郎	藤田隆三郎	大學助教授	土方寧	奧田義人	山田喜之助	岡山兼吉	菊池武夫	松野貞一郎	元田肇	米國法律學士	シドモール	澁谷健爾	渡邊安積	渡邊安積	坪井九馬三	菅沼達吉

第二學年

菅沼達吉
植原惟忠

一 行憲	一 政治	一 法律	一 分析	一 破產	一 財產	一 財產	一 英語	一 訴訟	一 萬國	一 判決	一 合衆國	一 訴訟	一 國際	一 保險	一 治罪	一 商船	一 流通
法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上
法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士
江木衷	植村俊平	增島六一郎	高橋捨六	山田喜之助	增島六一郎	增島六一郎	菅沼達吉	渡邊安積	シドモール	米國法律學士	關直彦	增島六一郎	高橋捨六	伊藤梯治	木下廣次	高橋健三	土方寧

一 訴訟法 全上 法學士 增島六一郎
オーストリア氏 法學士 關直彦
 一 日本法令 全上 米國法律學士 金子堅太郎
 一 立憲法 全上
 一 合衆國法律 全上 米國法律學士 シドモール
 一 動產差押法 一回 米國法律學士 フィールド
 一 訴訟演習 每週一回 二時間 乃至三時間
 一 英語學 每日 一時間 理學士 高須祿郎
 一 卒業論文
 一 臨時講義 法科大學教頭 穂積陳重
フワイロロジ、イーストレーキ
 一 萬國公法論 隔週 米國法律學士 小村壽太郎
 一 臨時講義 高橋健三
 一 成法理論 法學士 合川正道
 一 臨時講義

○ 第二科 教課及受持講師姓名

一 訴訟法 第一學年 法學士 增島六一郎
パリストル
 一 契約法 法學士 土方寧
アチソン氏
 一 私犯法 法學士 奥田義人
テリー氏
 一 法律原論 法學士 澁谷慥爾
ブルーム氏

一 英法註釋 法學士 山田喜之助
ブラックストン氏
 一 英法註釋 法學士 渡邊安積
ストリー氏
 第二學年
 一 代理法 法學士 山田喜之助
ベンジャミン氏
 一 買賣法 法學士 高橋捨六
ウイリヤム氏
 一 不動產法 法學士 元田肇
スチーベン氏
 一 證據法 法學士 渡邊安積
バイル氏
 一 流通證書法 法學士 土方寧
ポロツク氏
 一 會社法 法學士 奥田義人
ウールシー氏
 一 國際公法 法學士 岡山兼吉
ホルランド氏
 一 法理學 法學士 江木衷
 第三學年
 一 破產法 法學士 增島六一郎
ウエストレーキ氏
 一 法律抵觸論 法學士 渡邊安積
ホルランド氏
 一 法理學 法學士 江木衷
メイ氏
 一 法律沿革論 法學士 高橋健三

アモス氏

一憲

スネル氏

一衡 平 法

米 國
法律學士

小村壽太郎

法

法學士

伊藤悌治

右之通り改定候也

東京神田錦町貳丁目貳番地

明治十九年十月

英吉利法律學校

英吉利法律學校規則抜抄

第七章

校外生規則

第一款

講義錄

第三十八條 通則 遠隔ノ地方ニ在リ又ハ

業務ノ爲メ參校シテ親シク講義ヲ聽ク能

ハサルモノ、便チ計リ校外生ノ制ヲ設ケ

本校講師講義ノ筆記ヲ印刷シテ之ヲ頒ツ

第三十九條 種類 講義錄ハ第一級講義

錄第二級講義錄第三年講義錄ノ三種ト

ス但第三年級講義錄ハ明治二十年九月ヨ

リ之ヲ出版ス

第四十條 出版日 第一級講義錄ハ毎土

曜日ニ發兌シ第二級講義錄ハ毎水曜日

ニ之ヲ發兌ス

第四十一條 紙數 講義錄ハ都テ一冊ノ紙

數九十一ペーシニ限リトス

第十二條 記載事件 講義錄ハ講義ヲ記載

スルノ外本校ノ記事及廣告類ヲ記載スル
モノトス

第二款 校外生入學在學規則

第四十三條 通則 何人ニ限ラス本規則ニ

從ヒ校外生タラント欲スルモノハ試驗ヲ

要セス何時ニテモ入學ヲ許ス

第四十四條 教科及修業年限 教科及修業

年限ハ校内生ニ同シ

第四十五條 講義錄配付 校外生ニハ每週

一回英吉利法律講義錄ヲ配付スヘシ

第四十六條 證書 校外生ニシテ就學證書

又ハ卒業證書ヲ受ケント欲スルモノハ望

ニ依リ試驗ノ上之ヲ授與スヘシ

第四十七條 入學手續 校外生タラント欲

サルモノハ其氏名、族籍住所、年齢ヲ記シ

タル入學證ニ束修並一ヶ月分月謝ヲ添ヘ

申込ムヘシ

第四十八條 入學證

校外生入學證雛形

私儀今能貴校へ入學御許可相成候上ハ在學中御規則

堅ク相守可申候仍テ證書如斯候也

宿所族籍

年月日

姓

名 印

年 齡

英吉利法律學校御中

第四十九條東修 校外生ハ東修金五拾錢
 ナ納ムヘシ
 第五十條月謝 校外生ハ毎月翌月分ノ月
 謝金七拾錢ヲ納ムヘシ
 但前納セサルモノハハ講義録ノ配付ヲ
 見合スヘシ
 第五十一條増金 將來印刷費遞送費等増
 加スルトキハ豫メ通知シテ相當ノ増金ヲ
 納メシムルコトアルヘシ
 第五十二條月謝金不返付 既ニ受領シタ
 ル月謝金ハ假令本人ノ都合ニヨリテ退學
 スト雖之ヲ返付セス
 第五十三條住所通知 住所ヲ轉シ又ハ氏
 名ヲ改稱スルモノハ速ニ本校講義録掛ヘ
 通知スヘシ
 第五十四條月謝金遲滯 月謝金不納ニケ
 月以上ニ及フトキハ退校生ト見做スヘシ
 故ニ再送本ヲ請フモノハ更ニ入學ノ手續
 ナ爲サシムヘシ
 第五十五條月謝金送付手續 月謝金ヲ爲
 替トシテ送致スルモノハ東京神田區錦町
 二丁目二番地英吉利法律學校會計岡山兼
 吉ヘ宛東京神田郵便局ヘ向ケ振込ムヘシ
 第五十六條同上 月謝金ハ郵便切手ヲ以

テ納付スルコトヲ禁ス
 通運會社ニ托シ貨幣ヲ送致スルモノハ配
 達料一錢ヲ添ヘ拂込ムヘシ
 第三款 校外生質問規則
 第五十七條通則 本校々外生講義録ニ登
 載スル諸課目ニ限り疑問アルトキハ通信
 ナ以テ之ヲ質スコトヲ得但擬律擬判ノ問
 ハ一切答案ヲ付セサルモノトス
 第五十八條質問信書 質問信書ニハ講義
 録ノ號數合本ニ爲シタルタメ號數ノ見課目丁數
 ナ示シ疑問ノ要點ヲ明瞭ニ記載スヘシ
 第五十九條答案 凡質問ハ質問委員ニ於
 テ其難易ヲ判別シ主旨自ラ明瞭ナリト認
 ムルモノ若クハ質問通信ノ文意了解シ難
 キモノハ答案ヲ付セサルヘシ
 第六十條問答記載 質問及答案ハ時々講
 義録ノ紙尾ニ登錄スヘシ
 第六十一條質問信書名宛 質問信書ハ本
 校質問委員ニ宛テ郵送スヘシ

廣 告

前第三號中組合法ト成法理論トノ間一枚
 脫紙ノ如クアレトモ右ハ植字ノ誤ナリ

法學士 渡邊安積先生講述

羅馬法 完

最上等洋綴
定價金壹圓

校外生諸君へハ特別廉價七十錢ニテ
賣渡ス 但郵税金三十二錢

現今獨逸ニ於テ法理學ノ泰斗ト仰カル、
博士イエリング氏曾テ謂ヘルコトアリ
曰羅馬ハ三タヒ世界ニ號令シ世界ヲ統一
セリ第一回ハ武威ヲ以テシ第二回ハ教權
ヲ以テシ第三回ハ法律ヲ以テセリト英吉
利ノ法理學士メイ氏モ亦曰羅馬法ハ
古來尊重敬禮ヲ以テ遇セラレサルノ世ナ
ク泰西諸國法律ノ大部分ハ實ニ羅馬法ニ
根據スル者ナリト蓋日今我國ノ制度ハ模
範ヲ歐米ノ法律ニ取リテ益改良進歩セン
ト欲スル者ナレハ羅馬法ノ我國ニ進入ス
ル勢避ク可カラサルノコトタリ然ラハ則
世ノ法律ノ學ニ從事シ我國ノ法律制度ノ
改進ヲ以テ自ラ任セント欲スルノ士ハ豈
一日モ羅馬法ノ攻究ヲ緩慢ニ付シテ可ナ
ランヤ唯憾ラクハ羅馬法ノ邦語ヲ以テ綴
リタル者世甚稀ナリ本書ハ則法學士渡邊
安積君カ先キニ東京大學ニ於テ講述シタ
ルモノヲ修正補綴シタル所ニ係リ羅馬法
ノ原理要則ヲ彙集分析シ其明晰ナル歴々

掌ヲ指スカ如シ學者幸ニ此法理ノ無盡藏
ヲ座右ニ備フルトキハ其益タル蓋普通ノ
法律書數百卷ヲ有スルニ倍セン
發兌 東京馬喰町二丁目 島村利助
全本郷春木町三丁目 全支店

訴訟鑑定約定起算相談

パリストル 法學士 增島六一郎 英米
代理人

ノ實地ヲ研究スルノ後 第一着 誤リタ
我訴訟ノ有様ヲ見ルニ 殊ニ然
終ヒニ救フニ道ナ 殊ニ然
キモノ少ナカラス 地方事件 依テ 通

信局 代理 鑑定辯護立 内外商業
キ 社起業約定

取引等ニ關 相談 未萌 防クノ
シ當初ヨリ 害失敗ヲ 助カヲ爲
ントス 倫敦 船船輻輳ノ中央ニ於 衝

且英國 倫敦 船船輻輳ノ中央ニ於 衝
突保險 等ニ關スル訴訟ハ專務 遠地ノ
君ト雖事件ノ情况ヲ 回 答 セン但シ規則
御記送アラハ急速ニ 書ハ御申越次

第進呈スヘシ 回 答 セン但シ規則
東京日本橋區 本局 橫濱居留地 出張所
棧物町六番地 六十番館

東京日本橋區 本局 橫濱居留地 出張所
棧物町六番地 六十番館

20131015

本校參考用書目

左ノ書籍參考用ノ爲メ本校生徒ニ限リ特別廉價ヲ以テ讓渡シ候

法學士渡邊安積編輯

○羅馬法

定價金壹圓
特別廉價金七十錢
遞送費三十二錢

法學士渡邊安積講義

○アン契約法

定價一冊金八錢
又八十錢
十三冊マテ出版濟

法學士山田喜之助著

○英米代理法

定價金壹圓
特別廉價金七十五錢

法學士山田喜之助著

○註補英國私犯法

定價金七十五錢
特別廉價金五十錢

法學士山田喜之助著

○麟氏會社法

定價金壹圓三十錢
特別廉價九十五錢
遞送費金十四錢

法學士砂川雄峻著

○英米契約法

定價金壹圓
特別廉價七十五錢

○佛國商法手形法

三十六錢

○同會社法

四十六錢

○同代理法

三十六錢

○同民法書入特權

七十八錢

○法律沿革史

四十五錢

○英國通用手形法

二冊三十五錢

右遞送費ハ總テ先拂ノ事

明治十九年十月九日

(定價金貳拾錢)

持主

增島六一郎

印刷人
編輯人

大谷木備一郎
澁谷慥爾

發行所

神田錦町貳丁目貳番地
英吉利法律學校